

社会的紛争の基本的性質について

齋 藤 雄 志

〔要 旨〕

本論文の目的は社会的紛争の実証的分析のための1つの理論的枠組＝紛争モデルについて述べることである。この紛争モデルとは紛争当事者の行動生成過程を分析あるいは説明するために必要ないくつかの概念と命題の仮説的体系である。

このモデルで主張される基本的なことは紛争における価値の重要性、紛争の社会的機能、紛争の自律性の3点であり、モデルを構成する価値、目標、心理的要素、行動資源、行動制約、行動と選択などの基本的な要素によってそれらを説明しようとする。この論文には紛争の社会的背景と紛争との相互作用、集団の構造等に関する議論は含まれていない。

1. 緒 言
2. 基礎的概念
3. 行動生成の基本的シエーマ
4. 紛争と価値
5. 紛争目標と優位性
6. 心理的要素
7. 行動資源と行動制約
8. 行 動
9. 紛争の発生とエスカレーション
10. 紛争の自律性と不確定性
11. 均衡化作用
12. 紛争目標の変化と紛争の収束
13. 結 言

1. 緒 言

開発計画、産業・公共施設の建設等をめぐって頻発した社会的紛争は戦後の重要な社会現象の1つである。これらの紛争の背景には急速な経済成長、開発計画・諸施設の建設の大幅な増加と巨大化、全国的な公害の発生、その防止のための制度や技術の不備・未発達、デモクラシーの定着、地域社会の秩序の崩壊、生活水準の向上、マスメディアの進歩など様々な直接間接の要因が存在している¹⁾。

これらの社会的紛争は実に多種・多様であるが、その紛争対象の多様さは1つの注目すべき

点である。各種工場やエネルギー基地建設、開発計画はもちろんのこと病院建設や学術的な調査²⁾まで紛争の対象になっており、どのような形態にせよ地元や当事者の利害をそこなう可能性を持つ計画は多くの場合紛争を引き起している。計画の公共性はその計画によって不利をこうむる人々にとって反対することを思い止まらせる要素ではなくなっている。地域社会やそこに住む人々にとっての価値をそこなうものに向

1) 大森 弥：住民運動と地方政治過程，地域開発，Vol. 134，pp. 15～27，1975

2) たとえば秩父市におけるペーチャット病更生施設をめぐる紛争（朝日新聞 76/10/19），駿河湾内での海底人工地震実験に対する地元漁民の反対（朝日新聞 77/1/27）などをあげることができる。

って反対行動をとることに対し、人々がかつてのようにあまり強い抵抗を感じなくなっている。このような価値意識や行動様式の変化の背景には最初に述べたような様々な要因が作用している。

社会的紛争を考える上でもう1つの重要な要素は地域社会と紛争の相互作用である。この種の紛争はいわば地域社会をまきこんだ形で行なわれるために、地域社会のあらゆる側面が紛争と直接・間接に複雑に関係し合っている。地域社会の社会構造や経済構造は紛争の形態を強く規定し、紛争はまた様々な影響を地域社会に与えていく。

本論文は紛争構造や紛争過程の性質、紛争の社会的機能、紛争の社会的背景、紛争と地域社会の相互作用などの実証的分析をめざした研究（共同研究）の一部であり、そのための1つの理論的基礎を与えることを目的としている。以下で述べようとするものは、いかえると紛争を分析するために必要ないくつかの概念と仮説からなりたつ仮説的体系としての紛争モデルである。

一般に紛争は動的性格の強い現象であり、人々の微妙な心理や小さな事件にも左右されるといって不安定な構造を持っているばかりでなく、複雑・多様であり理論的研究は困難な面が多い。しかし理論のない紛争の研究によって明らかにしうるものは紛争に関する事実とそれらの表面的な解釈のみにすぎない。単なる事実の列挙は多様な解釈の可能性を持っている。実際には紛争に関する事実の解明も容易ではない。理論的分析は解釈の幅をせばめ、事実を整合的に記述する基礎を与える。逆に具体的事実在即さない紛争の理論的研究は机上の空論となるばかりでなく誤った結論を導びく可能性を持

つ。紛争の基礎的性格を明らかにするには理論的、実証的研究が必要である。

まず2章では議論の出発点となる紛争の概念とそれに付随する2, 3の基礎的な概念が導入され、3章では紛争当事者の行動生成と相互作用を説明するための基本的要因とそれらの関係を表わすシェーマが与えられる。4章～8章では紛争モデルを構成する価値、紛争目標、感情、欲求、行動資源、行動制約、行動の選択、行動などの各要素とその因果関係が述べられる。ここでの中心的議題は紛争における価値の機能である。9章～12章では紛争の発生、展開、収束過程が議論される。ここでは紛争の自律性と紛争における均衡化作用に関する仮説が述べられる。紛争の自律性とは一たん発生した紛争はそれ自身が起動力になって展開されていくという意味である。

以下本稿では社会的紛争のいくつかの基本的性質が述べられるが、これらは実証されるべき仮説であって実証された命題ではない。

2. 基礎的概念

2章では社会的紛争に関する議論を展開する上で基礎となるいくつかの概念を定義する。その中で最も重要なものは紛争の概念そのものであって、以下のすべての記述の出発点となっている。紛争の概念を明確にすることは紛争研究における1つの慣例もしくは義務であるようにも見受けられる³⁾。

社会的紛争はある1つの社会に属する集団（例外的に一方が個人である場合も含める）の間の紛争である。社会的紛争は国家間の紛争である戦争や個人間の争いは含まない。社会は経

3) このことは逆に紛争に関する研究が十分発達していないことを意味するであろう。

済的政治的体制，法制度，社会構造，文化，慣習など様々な機構を有し，社会的紛争はそれらによって規制される。まず最初に社会的紛争をその特殊例として含むところの一般的な紛争の概念をつぎのように与える。

紛争とは複数の紛争関与者（紛争に参加する集団）のつぎのような性質をそなえた相互作用である。

- a) 紛争関与者のうち少なくとも2者以上の関与者が互いに対立する目標を持ち，それらの関与者は目標追求行動を行なう。
- b) それらのいずれの関与者の行なう行動にも阻止行動が含まれている。ここで阻止行動とは相手側の目標追求行動あるいは阻止行動を阻止しようとする行動と定義する。

目標の対立性については5章で述べるが，一言でいえば2つの目標が同時に達成されないことである。

紛争目標とは相手の紛争目標と対立し，その目標が存在することによって紛争が存在するところの目標である。また紛争目標を持つ紛争関与者を紛争当事者あるいは当事者とよぶ。紛争当事者の紛争目標のうち少なくとも一方は紛争を引き起した目標である場合が多い。

目標追求行動は自己の目標に向けられた行動であり，阻止行動は相手の行動あるいは相手自身に向けられた行動である。どの紛争当事者も相手の目標追求行動を許さず，それを阻止しようとするが，その阻止行動も相手によって許容されていない。つまり紛争においては目標追求行動に関しても阻止行動に関しても当事者間の合意が存在しない。上記の紛争の定義において条件 b) が含まれているのは競争と紛争を分離するためであるが⁴⁾，競争においては目標追求行動を行うことについての合意が当事者間に存

在しており，同じ目標追求行動でも紛争と競争では性格が異なる。交渉は紛争と競争の中間に位置する概念であり，交渉では目標追求行動についての合意は存在しないが，阻止行動はしないという合意が存在し，相互の目標追求行動の抑制は言葉によるコミュニケーションによって行なわれる。

紛争にあらわれる行動のうち阻止行動と強い目標追求行動を合せて紛争行動とよぶことにする。強い目標追求行動とは交渉レベルでは存在しなかったような目標追求行動で，阻止行動的側面も合せ持つ行動である⁵⁾。

当事者を大きなボックスで，目標を小さなボックスで，目標追求行動を当事者から目標に向う矢印で，阻止行動を行動を表わす矢印に直角に交わる矢印で表わせば，最も簡単な構造を持つ紛争は図 2.1.a で表わされる。図 2.1.b はより複雑な紛争である。

なお，上記の目標追求行動と阻止行動は常に概念的に排反するものでなく，むしろ多くの場合に同一の行動が目標追求行動であり，同時に阻止行動となることに注意が必要である。たとえば電源立地紛争の反対運動側の目標である「発電所建設阻止」は立地主体の目標である「発電所建設」の否定であり，自己の目標に対する追求行動は同時に相手の目標に対する阻止行動になっている。一方の当事者の目標が他方の当事者の目標の否定になっていない場合でもこのようなことはおこりうる。ここでいうところの目標追求行動および阻止行動は基本的には

4) K. E. ボールディング：紛争の一般理論，ダイヤモンド社，p. 9, 1971

5) ここでの「強い」という言葉の使用法は日常的な使用法と大差ないと考えてさしつかえないが，ここでは行動の強さとは同様な状況における同様な目標達成に対する平均的あるいは一般的有効性と考えるのが自然であろう。

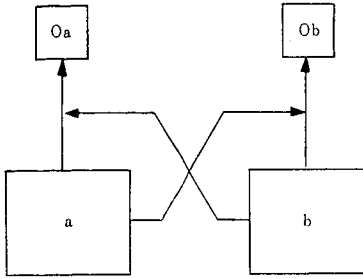


図 2.1.a 最も単純な紛争

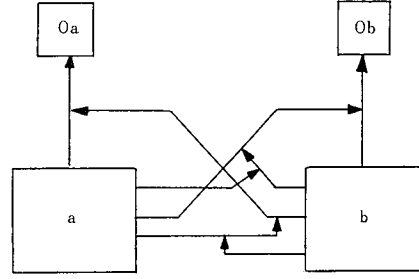


図 2.1.b より複雑な紛争

行動のそれぞれある側面を強調した純粋な概念であって、現実の紛争にあらわれる種々の行動がいずれかに分類できるということではない。

ところで紛争の当事者 a, b の目標 O_a, O_b の間に、目標 O_a が消滅すればその結果として目標 O_b も消滅するがその逆は成立しないという関係があるとき、目標 O_b は目標 O_a に従属するといひ、このような紛争を第2種の紛争、それ以外の紛争を第1種の紛争とよぶ。

また一般にある当事者の紛争目標がもう一方の当事者の目標の反対、阻止、否定の命題になっているような紛争を反対運動型の紛争とよぶ。これは第2種の紛争の1つである。開発計画、産業・公共施設の立地計画をめぐって地域住民、地方自治体、立地主体などの間に生じる立地紛争は反対運動型の紛争であり、それゆえ第2種の紛争である。このような紛争の一方の当事者である反対運動は「守りの運動」とよばれることがあるが、これは第2種の紛争という考え方とほぼ同じである。

さて、相互作用としての紛争はそれを分解していけば、最終的には紛争関与者の個々の行動の時系列的な集合と考えることができよう。これを紛争過程とよぶ。紛争過程を構成する個々の行動には発生の時点、主体、客体、行為内容、場所⁶⁾が関係する。主体とは行動の能動的

発生者であり、その行動発生の意思の所有者である。ここでいう客体とは行動の受け手となる紛争関与者のことである。いま1つの行動を記号 B で、発生時点を t で、主体を s_1 で、客体を s_2 で表わせば、新たに記号 a を導入して

$$B = (t, s_1, s_2, a)$$

と書ける。行為内容 a とは B のうち t, s_1, s_2 以外の残余の部分である。1つの紛争における発生時点 t の集合、主体 s_1 および s_2 客体の集合、行為内容 a の集合を紛争期間、全関与者、行為空間とよぶ。

行動の集合も行動とよぶ。紛争過程を構成する最小単位の行動を単位行動あるいは単に行動とよぶ。いくつかのほぼ同時的な単位行動が互いに密接に関連しており、1つの組としてとりあつかう方が適切なときそのような行動の集合を事象とよぶ。たとえば時点 t において、関与者 s_1, s_2 が話し合うという行動 a を行なったとき、 (t, s_1, s_2, a) と (t, s_2, s_1, a) の集合を事象とよぶことができる。

ある要因がもともと存在しなかったならば紛争自体も存在していないとき、その要因を紛争要因とよぶ。また、ある要因がなんらかの理由によって紛争の進展中に消滅するならばその作

6) 本論文が主たる対象としている立地紛争の場合は一定の地域における紛争である場合が多いので以下では場所は省略する。

用によって紛争が消滅してしまうとき、その要因を存続要因とよぶ⁷⁾。紛争要因で最終的に存続要因でなくなるものをきっかけ要因とよぶ。

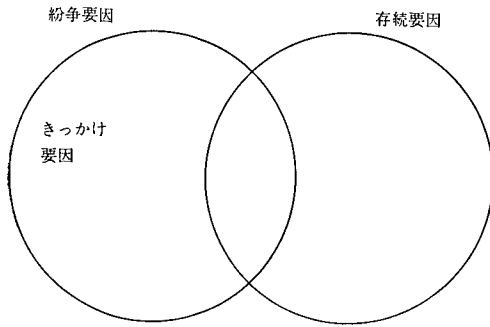


図 2.2 紛争要因, 存続要因, きっかけ要因

紛争を規定する要因のうち、その存在によって紛争が活発化するものを促進要因、逆にその存在によって紛争が不活発化するものを抑制的要因とよぶ。紛争要因も存続要因も促進的要因である。

反対運動型紛争では反対しようとしている紛争対象がまず最初に紛争要因になる。一般に反対し紛争によって阻止しようとする紛争対象もしくは紛争要因はつぎのような性質をそなえている。第1にそれが反対する人々にとって相対的に価値の低い状況を作り出すこと、第2にその状況を作り出す他者の意思が働いていること、つまりその状況が主体以外の人間の手によって作り出された（作り出される）ものであること、第3にその状況もそれを作り出す他者も明瞭であること、第4、第5にその状況を除去しうる可能性は存在するが、弱い手段では除去できないことが必要である。それぞれ価値の減少、意思の存在、明確性、除去可能性、除去困難性とよぶことにする。

電源立地紛争における紛争要因としての電源立地計画あるいは電源立地行為はこのいずれの

性質もそなえている。それに対し、たとえ価値の減少をもたらすものであっても、台風のような自然災害は人間の意思によるものでないし、またインフレは明確性を持たないために紛争行動の対象物にはなりえない⁸⁾。

5つの条件のうち意思の存在、明確性、除去可能性、除去困難性はある意味であたり前の条件であって、紛争の分析の主な対象になるのは価値の減少であり、その内容である。

紛争要因に関してはそれが地域外からもたらされたものか、地域内から発生したものかという区別もできる。前者を外的紛争要因、後者を内的紛争要因とよぶ。立地紛争の紛争要因は多くの場合に外的紛争要因である。

本稿で主な対象にする社会的紛争は立地計画をめぐって地域住民、自治体、企業の間を生ずる立地紛争や地域に関連を持つ争点をめぐる住民間に生ずる地域紛争⁹⁾である。

3. 行動生成の基本的シェーマ

実際の紛争を理解し説明するための概念と仮説の集合体が紛争モデルである。紛争は複雑な動的現象であり諸現象の間に共通の特徴を見出すことがむずかしく、そのモデル化のためには大幅な単純化が必要である。紛争モデルには様々なタイプのものが存在しうるであろうが⁹⁾、

7) 要因の「非存在」「消滅」を考えると、そのことを仮定するがきわめて非現実的・無意味なものは除く。電源立地紛争の紛争要因を考えると、「もし電力会社が存在しなかったならば」あるいは「もし住民が存在しなかったならば」と考えることは非現実的・無意味である。それゆえ、電力会社や住民の存在は紛争要因ではない。電源立地計画は紛争要因と考えることができる。しかし紛争要因や存続要因の概念の境界は明確なものではない。

8) James S. Coleman: Community Conflict, The Bureau of Applied Social Research, Columbia Uni., p. 4, 1953

9) たとえば N. J. スメルサー (会田・木原訳): 集合行動の理論, 誠信書房, 1974

その中で最も単純なものは「つなひきモデル」であろう。これは紛争を当事者間のつなひきにしたとることによって当事者間の関係や優劣、あるいは紛争のダイナミクスを説明しようとするものである。一般に電源立地紛争は立地主体+賛成派と反対派の間のつなひきとしてとらえることができよう。つなひきモデルは必ずしも2者間の「つなひき」と考える必要はない。たとえば原子力船「むつ」をめぐる紛争は図 3.1 のような4者間の直線的なつなひき関係としてとらえることができる。

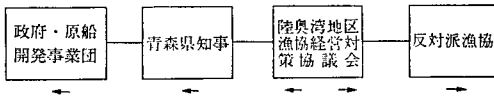


図 3.1 「むつ」紛争のつなひきモデル

これは出力試験が実施された昭和49年9月前後における主要な当事者間の関係であって政府・事業団は地元に影響力を持つ竹内知事を通して漁民の代表である経営対策協議会に働きかけ交渉をかさね、同協議会は反対派漁協を説得しようとした。つなひきにおいてつなを引く方向が逆転する点を中立点とよぶことにすれば、この「むつ」紛争のつなひきモデルの中立点は経営対策協議会である。

しかしこの種のモデルは紛争における当事者の行動の生成過程や相互作用を説明するための内的な構造を持っていないためにその理論的価値はきわめて限定されたものでしかない。

紛争モデルを選定する上でまず最初に考えなければならない点は紛争を何者間の相互作用と考えるかである。理論を構成する立場からいえば3紛争関与者以上についての紛争を考えることは非常にむずかしい。対立と協力関係が複雑にからみあった紛争を理論的にとりあつかわねばならないからである。比較的単純な構造を持つゲームの理論と異なり紛争に関する理論は部分的な問題は別にして3者以上の関係を論ずるレベルにはない。しかし一方、紛争を2関与者

(紛争は少なくとも2当事者がいなければならぬからこの関与者は当事者である)の間の対立とすることは立地紛争等の分析において著しく非現実かというとも必ずしもそうではない。立地紛争は立地主体+賛成派と反対派、立地主体と反対派の対立とみることができし、地域紛争という視点からは立地計画をめぐる賛成派と反対派の対立とみることができし。一般に新聞その他の記述もこの見方をしていることが多い。そこで、ここで考えるモデルは2当事者間の対立のモデル(2者モデル)とすることにしよう。それらの当事者を記号 a, b であらわす。それゆえ、ここでは、3.2に示すように、紛争を当事者 a と当事者 b と環境の3つの部分の相互作用と考える。a, b は原則として集団あるいは組織である。

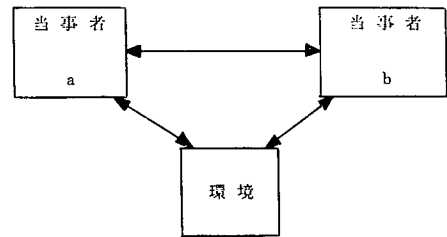


図 3.2 紛争の2者モデル

ところで、このような当事者・環境の相互作用をとらえる際の分解レベルについて3つの段階を考えることができる。第1のレベルは2当事者および環境をブラック・ボックスと考え、それぞれを単位要素と考えそれらの行動のみを観測してそれから全体の構造に接近する見方であり、第2のレベルは2当事者および環境を構成する個人をブラック・ボックスと考え、それらの個人を単位要素と考え、それらの行動のみを観測して全体の構造に接近する考え方であ

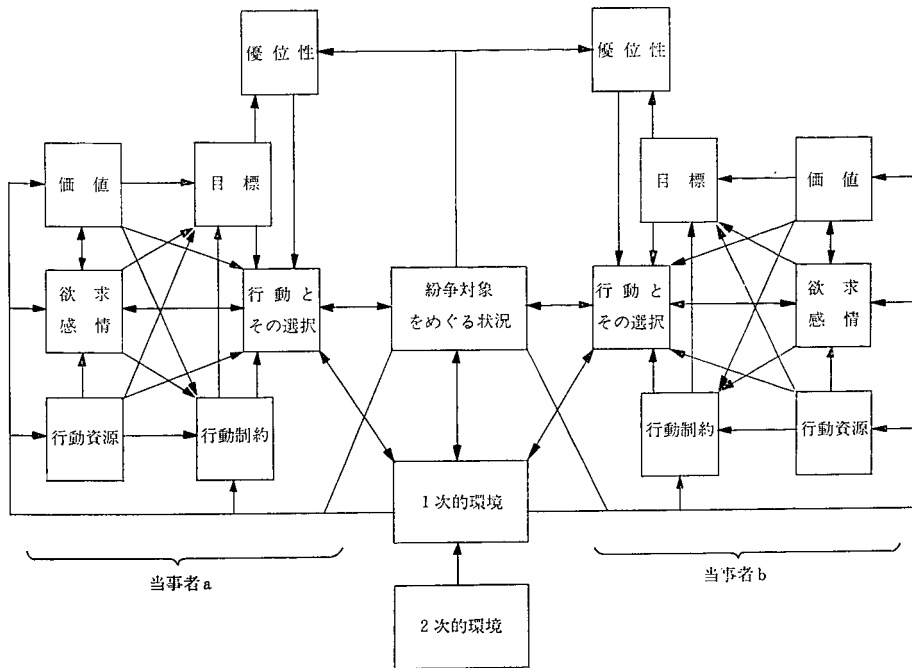


図 3.3 社会的紛争における行動生成のシエーマ

る。第1, 第2の段階を合せて行動レベルとよぶことにする。行動レベルでは紛争を規定する要因として, 社会構造や経済構造を考慮することができる。また, 後に述べる目標, 行動制約, 行動の選択, 行動資源の一部で観測可能なものは行動レベルに属す。たとえば, 目標はしばしば決議のような形で明らかにされることによって行動レベルの概念となり, また制度化された規範は行動レベルに属し, 社会的慣習その他としての規範もそのサンクションを通じ一部分が行動レベルにあらわれる。(規範を規範として認めそれに従おうとする態度は行動レベルに属さない。) 投票は行動レベルにおける行動選択の例である。(だれに投票しようかと考えることはもちろん行動レベルではない。) また, 経済力は多くの場合, 行動レベルの行動資源である。なお, 第2レベルの構造は第1レベルの構

造を含むものとする。行動レベル以外のレベルを非行動レベルとよぶ。

第3レベルは行動をとおしてその内容がある程度明確に推測されるところの非行動レベルをさし, 準行動レベルとよぶ。残りのレベルを第4レベルとよぶ。この2つのレベルの区別は明確でないが, 主に目標, 行動の選択, 行動制約, 一部の行動資源は準行動レベルに属し, 主に価値, 心理的要素は第4レベルに属す。これらの概念は後に説明する。以上の行動レベル, 準行動レベル, 第4レベルは公文ら¹⁰⁾による0階, 1階, 2階の連結に類似している。

非行動レベルの構造は基本的には等価な範囲でしかとりあつかえないが, 紛争の分析には価値や感情のような非行動レベルの概念が不可欠

10) 村上, 熊谷, 公文: 経済体制, 岩波書店, pp. 34~41, 1973.

である。ここでいう紛争モデルはこれら4つのレベルが重畳されたものとする。

第3レベル、第4レベルのモデルは集団・組織を構成する個人の内側における行動の生成過程を表わすものであり、本稿では図3.3のような単純化された行動生成のシェーマ(図式)を考える。

当事者および環境は個人および物の集合体であり、個人を構成する要素として価値、目標、感情、欲求、行動資源、行動制約、行動の選択、行動の8つの要素を考える。また、各個人のこれらの8つのそれぞれの要素の集合体(当事者別に考える) 価値、目標、……と同じ名称でよぶ。これを集合的表現とよぶ。図3.3は個人レベルの行動生成のシェーマと考えることもできるし、集合的表現の行動生成のシェーマと考えることもできる。なお図3.3で1次の環境とは紛争に直接的に影響を与える環境をさす。環境のうち1次の環境以外が2次の環境である。

以下では図3.3のモデルによって議論を進めるが、ここで注意しなければならない点はこのモデルでは紛争関与者の組織論的分析や紛争の様々な背景、たとえば地域社会の社会経済構造の分析などがとりあつかえないことである。このモデルは、基本的には個人における行動生成過程のモデルにすぎず、集団の特性に関する分析¹¹⁾なども欠落するがこれらについては別の機会に論じたい。

4. 紛争と価値

一般的にいえば価値とは主体の欲求を満たす対象事物の性能であって、主体はなんらかの犠牲を生じてもそれを得ようとするか、守ろうとするものである¹²⁾。

価値は目標の設定や行動の選択の源泉となる最も基礎的な基準であり、公理的な存在である。つまり、特定の事情のないかぎり、価値は主体にとって再確認する必要のない自明のものである。

価値意識は対象事物にその属性として価値を付与させるところの主体側の精神作用である。価値は価値意識を介してのみ存在するという意味で主観性を持っている。価値を付与される対象事物を価値対象とよび、価値対象に価値を対応づけることを価値判断とよぶ。

価値は原初的には主体の生理学的もしくは一次的欲求と主体をとりまく環境の関係によって生ずるものであり、原初的な価値が主体のおかれた環境の中で具体化あるいは抽象化することによって高次の価値が生まれる。この意味において価値の持つ主観性は限定されたものである。

ある事物の価値が望ましい基準より低くなれば、それは負の価値として認識される。負の価値もまた対象事物の性能であるが、主体はそれ

11) 社会的紛争には様々な人々が関与するが農漁民が当事者として関与する紛争は一般に長期にわたりかつ激しいことが多い。その原因の分析も重要であろう。たとえばその原因の一部としてつぎのような理由をあげることができる。第1に当事者としての農漁民は土地の所有権、漁業権等を持つ。立地主体が用地を取得したり、あるいは埋立を行なうためには、あるいはそのほかに農漁業になんらかの影響を与える可能性を持つ行動を行なうためには法的なうらづけのある一定の条件が必要である。第2に農漁民は地元の住民であり、そこに家、土地、家族を持つ。さらに生活をささえるための経済的活動をその土地や海に依存している。第3に農漁民は共同の組織である農協漁協を持ち、しばしばこれらの組織が紛争組織として機能する。あるいはその他に種々の組織があり、人々は密着した人間関係を持っていることが多い。第4に農漁民は共同作業や集会の慣習を持つ。紛争には共同行動や人々の接触が必要である。

もちろんこれらの理由は紛争当事者としての農漁民の重要性をあらわす理由の1部であるにすぎない。

12) 作田啓一：価値の社会学，岩波書店，p. 4，昭和47年。

見田宗介：価値意識の理論，弘文堂，pp. 14～23，昭和41年。

をなんらかの犠牲をはらっても回避しようとする。

社会（地域社会あるいは全体社会）の多くの人々によって認められた価値を社会的価値とよぶ。一般にある個人あるいはある集団にとっての価値は社会的価値とはかぎらないし、ある社会の社会的価値はそれより上位の社会の社会的価値とはかぎらない。

なんらかの要因によって価値が減少することが予想されれば人々は価値の維持のために行動をおこそうとする。またなんらかの状況によって価値の実現がみこまれるならば人々はそのための行動をおこそうとする。そのような行動の組織化の指針が目標であり、目標は価値に依存する。紛争は対立する目標から生じた行動の相互作用であるが、価値は目標を生み出す源泉であるから、目標の対立は価値の対立に帰着する。

以下では紛争における価値の機能を主体の持つ社会的力との関係で検討してみよう。ここで「社会的力」とは紛争に当って目標達成のために発揮しうる基本的能力のことであって、主に行動資源と主体のおかれた環境に依存するものと考えてよい¹³⁾。与えられた紛争状況の下で主体や相手の当事者の行動選択の方向・意思がある程度確定しているならば、社会的力は優位性を決定する。優位性については後に詳しく述べることになるが、一言でいえば主体が最終的に目標を達成する確率である。優位性を変数にとえるならば、社会的力は変数としての優位性の動きを定める構造パラメータ（の1つ）である。

今、一方の当事者 a によってある状況 S' が作り出されようとしているものとする。 S' は当事者 a にとっての価値を増大させるが、また

ある一群の人々・集団 b にとっての価値を減少させるものとする¹⁴⁾。電源立地紛争でいえば、 S' とは電源立地計画とそれから生ずるすべての状況（工事、交渉、補償金、公害、紛争、電源立地あるいはそれをめぐる紛争によって生じた地域社会の経済的社会的な諸変化など）をさす。 S' はここでは紛争対象であり紛争要因である。また S' は未然の状況であり、以下では一般に「予想される状況」とよぶ。「予想される状況」は当事者によって「現状」 S と比較されるが、この種の紛争は事前型の紛争とよばれる。

もちろん、すでに確定した状況に対して不満を持ち、それを改変させようとする事後型の紛争もある。しかし、一般にすでに確定した状況に対する紛争は特別の場合（当事者が著しい被害を受けた場合など¹⁵⁾）を除き「予想される状況」に対する紛争より弱く、発生する可能性も低い。なんとならば紛争をおこす当事者にとって状況に対する改変可能性が前者では後者より低いからである。一般に人間は実行可能性が低い程、行動の可能性は低下し、完全に実行可能でないと予想される目標はたてない。この意味においては「すでに確定した状況」が改変可能ならば既成事実としての重みは少なくなりそれに対する紛争は生ずることもある。以下で事前型の紛争のみをとりあげるのは、それが相対的に事後型の紛争より重要であることによる。電源立地紛争はほとんどの場合事前型紛争である。

ところで紛争に関与するどのような個人も集団もつぎの意味で価値合理的であると考えこ

13) より正確には社会的力は主体の価値意識、規範、性格その他にも依存する。

14) a の中には a の協力者、b の中には b の協力者も含めてよい。

15) 事後型の紛争ではしばしば深刻な問題をかかえている。

とができる。特別の事情（一時的な感情による判断の誤りなど）に左右されないかぎり、予想される状況 S' と現状 S を比較し、得る価値や失う価値を考慮し、満足・不満の判断を行ない、その結果を行動へ反映させようとする。その行動とは自己の持つ事物の価値を守ろうとするか、新たな価値を得ようとする行動であり、これを価値指向行動とよぶ。このような仮定を価値合理性の仮定とよぶ。

当事者 a はある価値の増大 ΔV_a をみこむことができるから、目標 O_a を設定しそれに従って行動 B_a を行ない状況の変化 $\Delta S = S' - S$ をおこそうとするのであるが、このことが当事者 b にとっての価値を減少させ (ΔV_b)、b はそのことを望まず、かつ両当事者とも自己の価値に対して強い執着・指向を持つならば、両当事者は対立の状態になる。

電源立地紛争でいえば、 O_a は電源立地計画、 B_a はそのための行動をさす。このような計画あるいは目標が存在するのはそれに価値があるからである。最も一般的にいえば、電源立地計画における価値とは産業および個人が電気を使用することによって得られる様々な効用である。電気の生産自体も生産者にとって価値を持たらす。この価値の主要部分は広い意味での経済学的な価値であり、価値の内容やそのような価値を求めることの意義は割合に明白である。ある1つの発電所の建設計画はそれによって生ずるであろう価値の増分 ΔV_a によって作り出されるといえる。

一方、このような立地計画 O_a あるいはそれによる行動 B_a が地域住民あるいはその一部に価値の減少 ΔV_b を引きおこすことが予想されれば人々の間に不満や反対の意思が生ずる。

価値の増加 ΔV_a は当事者 a にとって正の価

値であり、価値の減少 ΔV_b は当事者 b にとって負の価値である。このような価値の増加、減少もしくは正と負の価値は現状 S の予想される状況 S' への変化によって生ずるものである。それゆえ当事者 a は S' に価値を付与し、当事者 b は S に価値を付与する。ところで前述のごとく、当事者 a にとって ΔS の価値、あるいは S' の価値は多くの場合明白である。当事者 a にとっての価値の明白性はその行動の能動性の中にあらわれている。しかし当事者 b にとっての S の価値は S が定常的、日常的なものであるために、当事者 a あるいは第三者にとって明白ではない。当事者 b を農漁民とすれば、b にとっての価値とは農漁業や地域社会に関する価値であるが¹⁶⁾、それは日常的な生活をささえる

16) このような紛争を規定するところの価値の内容は多彩である。もちろん人々にとっての諸価値のもつウェイトは時代、地域社会の特性、地位、職業、所得、性別、性格その他によって異なる。きわめて単純に考えれば立地紛争に関する価値①人々の安全や健康にかかわる事物に対する価値②経済的生活をささえる事物に対する価値③精神的生活をささえる事物に対する価値④社会的共同生活をささえる事物に対する価値、⑤信条その他などをあげることができよう。もちろんこれらは排反的ではない。

公害は①の価値を侵すものであるが、しばしばそれ以上に②の経済的価値を侵すものと受けとられることがある。たとえば原子力発電所や原子力船による放射能・放射線が単に人体のみへの影響だけでなく魚価の低落の原因となることを漁民は恐れ、しばしば強い反対運動をおこした。電源立地紛争において温排水問題が大きな争点となるのは漁民の経済的基盤に係わると受けとられるからである。

また地域社会の中の一部の地区が立地をめぐる交渉で無視されればその地区の人々は不満を示すであろう。ハイアラーキーがゆるい社会ではその一部の人々のみとの交渉はそれ以外の人々の反感をまねくであろう。逆にハイアラーキーが強い社会ではその上位に属す人々は無視されれば強い反発を示すであろう。これらは③の精神的生活にかかわる価値である。共同生活をささえる価値は、職住が分離した都市近郊では強くないが、農漁村のようにそこで生活と生産活動を行ない、密着した人間関係をもち共同作業を必要とする地域では強く、同時にその性格上人々にとっての共通の価値であるために紛争を強く規定する。

そのほかに教育や宗教にかかわる価値、地域社会の権力や地位に関する価値、個人や集団に対する価値的評価などが紛争の発生や方向を規定する。

様々な価値の複合体であるために、単に不明確であるばかりか複雑である。それゆえ、立地交渉で相手側にとっての価値を無視したためにそのこと自体が紛争発生の原因となっているようなことも多い。紛争は日常において必ずしも鮮明でなかった価値をあらわにさせる。両当事者にとっての価値は状況の変化 ΔS とそれをめぐる紛争を通じ対立した価値として現われ、紛争を推進させる。

このような価値と紛争の関係は「紛争とは紛争行動による価値の調整過程である」と要約することができる。この関係をシェーマによって表わすならば図 4.1.a あるいは図 4.1.b のようになる。図 4.1.a において数字は因果的な順序を示している。再び電源立地紛争で説明するならば、 O_a は電源立地計画、 B_a は電源立地行動、 ΔS は電源立地とそれによって生ずる様々な状況の変化である。計画は価値の増分 ΔV_a をみこんで作成され、電源立地 ΔS が実際に順調に進めば現実の価値の増分となって ΔV_a へフィードバックする。このとき状況の変化 ΔS がある一群の人々 b に、紛争行動を起しても回避したいと思わせる程度の価値の減少 ΔV_b を引き起すならば、 b は紛争目標 O_b を設定し、それに従って行動を行なう。行動 B_b は B_a や ΔS に向けられる。それに対して、通常、当事

者 a の側も対応行動をとることによって紛争が成立し、その段階で目標 O_a は内容的に不変であっても、紛争目標と化する。

価値は紛争を規定する最も重要な要素の1つであり、紛争の研究では核となる概念である。行動の背後には目標があり、目標の背後には価値があり、紛争では価値が対立した形で現われてくるため、それらに注目しなければならないのである。

価値は規範などとともに地域社会の構造に依存するばかりでなくその歴史にも深く関係している。地域社会での生活をささえる事物に対する価値はそれが強いほど、また人々の間に共通性が高いほど、侵害やその可能性に対して強く抵抗する。価値の強さ、大きさは主体がそれを獲得・維持するために支払った犠牲の総計に比例する。大きな犠牲のもとに得た価値の侵害に対しては人々は強く反応し大きな犠牲をはらってもそれを守ろうとする。

ある価値を守ろうとする行動としての紛争はその過程の中で紛争そのものあるいは要求を通ず手段としての紛争行動そのものが新たに正の価値をおびてくるが、そのことによって紛争は自己増殖を始める。紛争当事者にとって価値は公理であっていまさら証明する必要のないものである。紛争は相異なる複数の公理体系の衝突であり、力による両者の調整過程である。どの紛争当事者も紛争の最中では多かれ少なかれ感情的になるが、その過程で自己の価値は自己にとってますます重要で確固としたものになり、この価値の対立の激化は紛争を激化させる。

ところでこの価値の減少が小さかったり、行動制約が強い場合には紛争は生じない。価値の減少が非常に小さかったり、行動制約が非常に強い場合は紛争ばかりか交渉も生じないであろ

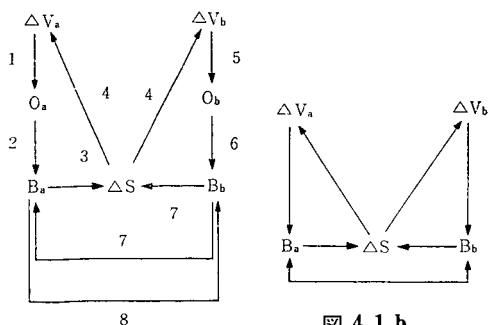


図 4.1.a 紛争の基本的構造

図 4.1.b 紛争の基本的構造 (図 4.1.a の縮約)

う。予想される価値の減少がある程度大きくても価値をなんらかの形で補償するための交渉行動が当事者にとって可能ならばやはり紛争は生じない。交渉は両当事者によって社会的に許容された行動による価値の取引もしくは調整である。交渉によって当事者bにとっての価値を維持したり満足のいく形で補償することができるには、交渉行動が必要な効力を持つ程度に当事者bの社会的力が強くなければならない。この社会的力の中には単に直接的な交渉力ばかりでなく、それを補助・強化しうるところの制度的手段も含まれている。このような条件が満たされないとき、当事者bは行動の強さ自体を高めることによって沈黙を交渉に、交渉を紛争におきかえようとする。紛争は紛争行動による交渉力もしくは社会的力の強化の手段である。つまり、紛争行動の存在はその主体が自己の目標を達成するのに十分な社会的力を持っていないことを示すものである。紛争においては価値や目標の対立があり、多かれ少なかれ各当事者は行動の強さを高めることなしには状況を自己にとって有利な形に移行させることは困難であるが、通常、より強い行動をとるのは社会的力の弱い方の当事者である。この行動は自己の社会的力の弱さを紛争行動によって補償しようとする行動であり、この意味において紛争は社会的力の均衡化作用¹⁷⁾である。これを広義の均衡化仮説とよぼう。これは紛争の存在そのものが均衡化作用であることを述べたものであり、後に述べる狭義の均衡化仮説は紛争の個々の場面に関するものである。広義の均衡化仮説は社会的力に関係する仮説であり、狭義の均衡化仮説は優位性に関係する仮説である。

社会的力の弱い方の当事者の行動によって両当事者の力の差がせばまり、一方の当事者が従

来のままの行動ではその目標を達成できなくなれば、その当事者もまた行動を起しこの関係が連鎖的に生ずることによって紛争がエスカレーションしていく。社会的力（あるいは後に述べる優位性）の低い方の当事者を劣位の当事者、反対に高い方の当事者を優位の当事者とよぶ。

このような均衡化作用に関しては次の2つの点について注意する必要がある。まず第1の点はこの仮説は常に成立するとは限らないことである。事情によっては紛争の最初から優位の当事者が劣性の当事者に対し 紛争行動をしかけることもありうるからである。これはあくまで1つの傾向を仮説として述べたにすぎない。第2の点はこの仮説が一般の紛争に関するものでなく社会的紛争に関するものであることである。

社会的紛争は1つの社会における集団間の紛争であり、紛争は様々な社会的規制のもとで展開されるために、優位の当事者が一方的に自己の社会的力を強化することは社会的に許容されないことが多い。「平等」という概念を基本的理念として持つ近代社会では不均衡の拡大については消極的・否定的であるからである。

国家間の戦争では第三者的規制が弱いために武力のような非常に強い紛争手段をとることが可能であり、その結果として激しい行動資源＝国力の減衰をとまなうために、常に形勢が逆転する可能性を秘めている。当然にこのような紛争では優位の当事者の方から紛争をしかけ相手の力を消滅させようとするのがしばしば生ずる。社会的紛争はこのような紛争にくらべ、当事者間の力関係は相対的に安定している。安定

17) ここでは均衡化と均衡は区別して用いる。均衡化は均衡の方向への動きであって、最終的に均衡するかどうかはまた別である。

な力関係を持つ紛争ほど紛争行動への衝動は劣位の当事者の方が強い。

5. 紛争目標と優位性

目標とは各主体の行動の方向を与える指針であり、ある特定の価値を実現あるいは維持するための命題である。目標は主体の様々な欲求、価値、感情などの凝固物でもある。

目標は個人や集団の意志を表現するものであり、それらの力を結集させ方向づけるものであり、それゆえ目標は明確な形で設定され行動レベルの具体的な表現を持つ命題として現われてくる。

目標は人々を結集させ人々を動かすものであるから目標自身が人々を引きつける力を持っていること、もしくはなんらかの強制力が付随していることが必要である。住民運動団体のようなボランタリーな集団では前者なしには人々の行動はありえないし、明確な規則を持つ組織においては目標達成の原動力として後者が重要である。前者の場合には目標は人々を精神的に動かすシンボルとしての性格をそなえていなければならない、小さなとるにたらない命題ではなく、達成は容易ではなく、一般性をそなえており、人々に力を与えるものであることが必要である。また目標は多くの事態に適応できるためにも一般性が必要である。つまり目標は、一方では具体的現実的でなければならない、他方では一般的でなければならないという矛盾した性質を持っていなければならないが、このことは目標がハイアラキーをなすことによって整合している。

目標のハイアラキーとは主体の持つ複数の目標の達成に関する因果関係の体系である¹⁸⁾。ある1つの目標を達成するためには別のいくつか

の目標の達成が必要であり、目標全体がこのような関係によって結びついている。前者の目標を(より)上位の目標、後者の目標を(より)下位の目標ということにすれば、下位の目標は上位の目標に先行して達成されるべき目標である。

主体が持つ目標あるいはそのハイアラキーは単一ではないが、それらのうち紛争に関係して重要な目標は紛争目標である。紛争目標はその目標が存在することによって紛争が存在するところの目標であり、以下では単に目標といえば紛争目標のハイアラキーか、あるいはそれに属す目標をさす。

欲求、価値、感情などの凝固物としての目標は単純化して考えるならばそれらとつぎのような関係にある。まずある目標Oが発生するのはある状況のもとでのある特定の欲求Nが直接の動機になっている。この欲求とは「～したい」という行動への指向を表わす心の状態であり、それを明確な形で命題化し、その命題によって行動を方向づけようとするものが目標である。欲求Nはある価値Vに対する内的な追求行動であり、価値Vが欲求Nを生み出すといえる。欲求Nはその存在を知らせ行動へかりたてるシグナルとしての感情Fを生む。目標Oはこれらの価値V、欲求N、感情Fが直接間接に複合し生成される。また価値Vは主体の過去の様々な行動を通して欲求の対象物の中にその属性として見出したものである。それゆえ欲求と価値は前者が後者に凝縮し、その凝縮した欲求が新たな価値を生むといういわば相互依存の関係にある。価値Vを生んだ過去の欲求の集合体をN'

18) ここでは目標という言葉は目標のハイアラキー全体およびそれに属す個々の目標のいずれもさす言葉として使用される。

で表わすならば、価値、欲求、感情、目標は図 5.1 のような関係にある。

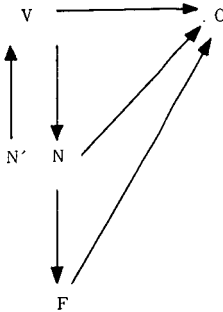


図 5.1 価値、欲求、感情の凝固物としての目標

ところで新しく発生した欲求 N を概念的に目標 O と区別する唯一の点は後者は意識的に設定された命題であり、明確さ・具体性を持っているということである。

目標には2つのレベルを考えることができる。第1のレベルは潜在的目標であって、主体はそれを明確に意識して命題化しているが、主体以外のものにとってはその存在が明確でない目標である。潜在的目標には主体がそれを意識的に他者に明らかにしないものも含まれる。第2レベルは顕在的目標であり、これは主体が意図的に明示するものであるか、あるいは主体の行動を通してその存在が外部のものにとって明確な目標のことである。主体もそれを十分明確な形で意識しているとはかぎらない欲求から出発した目標は、第1レベル、第2レベルと移行していき、その移行にともなって目標はより明確・無矛盾なものになり、また強い目標になっていくが、これを目標の進化とよぶ。もちろんこのような目標の分類は便宜的・形式的なものにすぎず、実際の目標の進化は連続的もしくはより小さきものでもあろうが、それを固定的な存在である価値が方向づけていく。

一般に組織体や集団の持つ目標は唯一つではなくハイラキーをなしており、最上位の目標も1つとは限らない。これを目標の多様性とよぶ。明確・安定的で機能的にすぐれた組織構造を持つ集団は複雑な外界にできるだけよく対応しようとして、その組織体のみあうだけ多様な目標を持つ傾向がある。一方、住民運動団体のように明確な命令系統を持たず多種多様な属性を持つ構成員からなるボランタリーな集団では目標を少数に限定することなしには統一的で強力な行動を持続的にこなうことができない。

最上位の目標を1つに限定することを目標の単一化とよべば、これは近年の住民運動に広くみられる傾向である。住民運動からみればこれは1つの技術的発見であって、目標の単一化を意識的・明確に打出すことが住民運動の近年の発展の1つの重要な要素ともいえる¹⁹⁾。多様な目標を持った外部の団体と住民運動の共闘がしばしば成功しないのも、前者の目標の一部が地元の人々の共感を得ることができず、かれらの団結を阻害する要因となるからである。

目標が現在どの程度達成されているかを表わす指標としての目標達成率の概念は紛争に関する議論を展開する上で必要である。

目標はハイラキーをなすから、あらゆる目標が達成された状態を目標達成率 = 1、どの目標も達成されていない状態を目標達成率 = 0 と考えることができる。中間の値をどのように定めるかは任意性があるが、実用に耐えうる適当な目標達成率を導入することは決して不可能ではないであろう。しかし、ここでは単に定性的な議論しか行なわないので、目標のハイラキーに属す一部の目標が達成されればそれに対

19) 宮崎省吾：いま公共性をうつ，新泉社，pp. 103~104, 1975

応して全体の目標達成率はその分だけ上昇すること、目標達成率の上昇はその目標を持つ主体にとって望ましいことであり、主体の目標追求行動とは目標達成率を最終的に1とすることを目的とする行動であることを仮定しておくにとどめる。

なお上記の目標達成率は目標のハイアラーキー全体の目標達成率であって、個々の目標についても同様の目標達成率を導入することができよう。これらを区別する必要があるときには、前者を総合目標達成率、後者を個別目標達成率とよぶ。以下の議論を展開する上では簡単のために各当事者は唯一つしか目標を持っていないとするので両者の区別は必要ではない。

紛争における目標の対立に関しては種々の概念を考えることができるが、ここでは両当事者の紛争目標を O_a 、 O_b とするとき、 O_a と O_b が同時に達成できないことをもって目標の対立性と定義することにしよう。目標の対立性は、 a 、 b の目標達成率を t_a 、 t_b とすると、 $t_a + t_b < 2$ と同義である。この対立性の概念はかなり一般的であり、それゆえ、一般に“対立”すると考えられている目標はほとんどこの性質を持っているものと考えられる。

一般に目標の内容は変化していくが、少なくとも紛争状態が続く以上、目標は上の意味で対立していなければならない。紛争の収束には3つの状態、つまり当事者 a が目標を達成した状態、当事者 b が目標を達成した状態、 a 、 b の目標が対立的でなくなった状態がある。

両当事者の目標がともに不変であるならば、目標の組 (O_a 、 O_b) の状態の組合せには (達成、未達成)、(未達成、達成)、(未達成、未達成) の3つがある。紛争のある時点における予測として、最終的に a 、 b が目標を達成する確率を

P_a 、 P_b 、両者とも目標を達成できない確率を P_0 とすれば、 $P_a + P_b + P_0 = 1$ が成立する。 $P_0 \geq 0$ であるから $P_a + P_b \leq 1$ が成立している。

紛争における各当事者は自己の目標を達成すること、つまり目標達成率を1とすることを目的として行動する。しかし行動は予測にもとづいて行なわれるから、目標達成率を1にするように行動することは、 a 、 b が P_a 、 P_b を1にするように行動することを意味する。紛争当事者は偶発的な動機に左右される場合を除き自己の目標を達成するよう行動の選択を行っていくが、そのような各当事者の行動あるいはその相互作用によって目標達成の可能性は変化していく。その可能性の水準を表わす概念であり、また当事者にとって行動の指標となる量が P_a 、 P_b である。これを a 、 b の優位性あるいは客観的優位性とよぶ。目標追求行動とは自己の優位性を高めようとする行動である。一方が他方の優位性を下降させようとしたり、上昇を妨害することは阻止行動である。(このことは阻止行動のすべてではない。)

$1 - P_0 = P_a + P_b$ は紛争当事者が互いにどの程度の“接触面積”を持っているかを表わす量と考えることができる。 $1 - P_0$ が1にあまり近くなければ、 a 、 b はそれぞれ相手の優位性に影響を与えることなしに自己の優位性を高めることができるが、 $1 - P_0$ がほぼ1に等しければ一方の当事者の優位性の上昇は他方の当事者の優位性の下降を持たらす。この意味において $1 - P_0$ を a 、 b の接触率あるいは接触性とよぶ。 $P_0 = 0$ がほぼ成立している状態を完全紛争とよぶ。これは両当事者とも自己の目標に確執し、妥協の余地のない状態である。

一般に紛争は進展につれて接触性が高くなっていき、いずれ接触率は1になるという傾向を

持つものと考えられる。まず第1に、目標追求行動と阻止行動を比較した場合、前者の方が優先されるべき行動であり、後者は前者に対する補助的行動である。第2に、目標追求行動は接触性が低い場合には相手の目標達成行動への影響は少なく、それゆえ相手から阻止を受ける可能性も少ないが、阻止行動は常に相手側からの反作用を受ける。つまり目標追求行動は阻止行動よりも本来主体が必要とする行動であって、行動を行なうことに抵抗が少ない。それゆえどの紛争当事者もまず自己の目標追求行動を行ない、当事者間の接触率が1に近づくと両当事者の目標追求行動がトレード・オフの関係になるために阻止行動を行なうようになる。接触率が1より小さい状態では両当事者の目的関数はパレード最適になっていない。

この仮説を目標追求行動優先の仮説とよぶ。このような性質が成立するならば紛争の進展をともに生ずる各当事者の優位性の変化は図 5.2 のようになろう。たとえばC点から始った紛争はまず直線 AB に近づいていく。これが目標追求行動優先の仮説であるが、どのようなパターンで直線 AB に近づいていくかは a, b がどのような目標追求行動を行なうかに依存してい

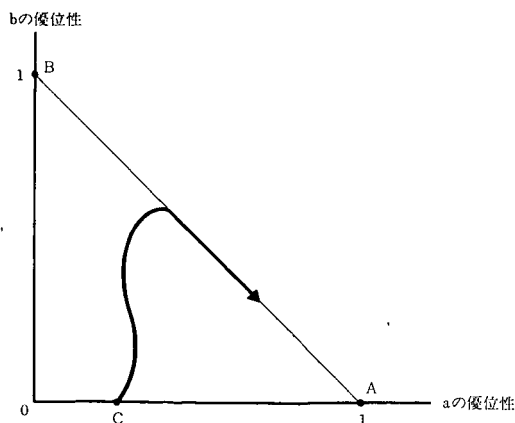


図 5.2 優位性の変化

る。接触率がほぼ1になれば紛争は直線 AB 上で展開される。ただし、このような説明では a, b の目標が不変であると仮定し、さらに優位性が数量的に表現できると便宜的に仮定していることに注意が必要である。

もともと P_a はいわば a が勝つ確率を、 P_b は b が勝つ確率を表わすから、紛争が高接触状態になれば $P_a - P_b$ は a にとって（勝つ確率）－（負ける確率）を表わすようになる。それゆえ a にとって $P_a > P_b$ は有利な状況を、 $P_a < P_b$ は不利な状況を表わすと考えてよいであろう。 P_a と P_b にある程度以上の差がある状態を P_a と P_b の不均衡とよぶ。また優位性が高い方の当事者を優位の当事者、優位性の低い方の当事者を劣位の当事者とよぶ。紛争の接触性が高まれば、不均衡の存在は劣位の当事者にとって紛争行動の動機として作用する。

ところで目標追求行動は自己の優位性を高める行動であり、相手の優位性を阻害する行動は阻止行動であるから、完全紛争状態に近くなれば、目標追求行動は阻止行動と同等の効果を持つ。なんとならば、そのような状況では P_a の増大は P_b の減少を、 P_b の増大は P_a の減少をもたらすからである。目標追求行動の対象は自己の目標であり、阻止行動の対象は相手の行動であるが、完全紛争状態に近くなれば単に目標追求行動が阻止行動と同じ機能をはたすだけでなく、その対象の区別に対する主体の意識もあいまいになるであろうから、目標追求行動は阻止行動と識別できなくなるであろう。（すべての阻止行動が目標行動と識別できないということではない。）

いずれの当事者の優位性もある限度以上に上昇せず、またある一定限度以下にならない状態が長く続いている状態を紛争は膠着状態にある

という。この状態ではいずれの当事者の目標達成率も十分でなく、また好転するきざしもみえず、したがっていずれの当事者も目標追求行動を放棄する気配が存在しない状態にある。膠着状態は激しい紛争によって両当事者ともかなり行動資源を消耗してはいるが、目標達成への意志を強く持っているときに生ずる。

一方の当事者が相手の当事者の希望に反して自己の優位性を高め優位性の不均衡を拡大するときそのような行動を一方的行動とよぶ。しばしば一方的行動は紛争の初期に生ずるが、そのような時点では両当事者の行動資源は減衰していないから（戦争と異なり社会的紛争では一方の行動が直ちに他方の行動資源を減衰させることにならない）、反作用としての均衡化行動が生じ、これをきっかけにした紛争が本格化することが多い。ある当事者の一方的行動によっても、大きな不均衡が生ずるまではもう一方の当事者が行動に出ないことが多いが、そのことは行動制約が強いことが一つの原因である。

ところで前述の P_a , P_b は a, b が自己の目標を最終的に達成する客観的な意味での確率であったが、実際には両当事者ともこのような確率を完全に正しく推測しているとはかぎらない。当事者 a, b が実際の行動を規定するのは、このような客観的優位性ではなく、それに対するそれぞれの主観的推測値である。これを主観的優位性（の確率）とよぶ。主観的優位性についても、各当事者はそれを数値として把握しているとはかぎらないので、それを定量的に計測可能であるとは仮定しないが、説明の便宜上あたかも通常確率のごとくあつかう。主観的優位性は、各当事者が自己のおかれている状況と今後予測される相手の行動を考えそれに対応する自己の行動も考慮して求めたところの目

標達成確率に対する主観的判断による推測値であり、心理的かつ仮説構成的な量である。

当事者 a, b の主観的優位性には 4 つの量 P_{aa} , P_{ab} , P_{ba} , P_{bb} がある。たとえば、 P_{ab} は b によって推測されたところの a の主観的優位性である。一般に P_{aa} と P_{ab} , P_{ba} と P_{bb} は一致しているとはかぎらない。（定性的意味でも）そのような場合で、 $P_{aa} < P_{ba}$, $P_{ab} > P_{bb}$ あるいは $P_{aa} > P_{ba}$, $P_{ab} < P_{bb}$ が成立しているとき、主観的優位性は逆相関係にあるといい、また逆に $P_{aa} > P_{ba}$, $P_{ab} > P_{bb}$ あるいは $P_{aa} < P_{ba}$, $P_{ab} < P_{bb}$ が成立する場合を同相関係とよぶ。ともに自己が不利とする逆相関係は紛争を加速する。

表 5.1 4つの主観的優位性

		推測主体	
		a	b
推測対象	P_a	P_{aa}	P_{ab}
	P_b	P_{ba}	P_{bb}

6. 心理的要素

紛争当事者の行動は心理的要素によって大きく左右される。ある心理の反映としての行動は再び心理的要素の中に変化を起すことにより、紛争における心理的要素と行動はペアになって展開していく。紛争に不確定性が強く将来の方向の予測が困難な1つの大きな理由はこのことにある。

ここでいうところの心理的要素とは主に欲求と感情（情動）をさす。これらは生得的基盤を持つものであり、価値、目標、行動、行動制約などを規定する主体内の最も深層的な要素である。生得的ということは環境によって若干の影響を受けることがあってもその基本的性質は人間である以上そなわっていることを意味する。

感情は欲求が生じていることや自己にとって重要な状況が発生していることを自己に知らせるシグナルであって、その状況が自己にとって不満、あるいは不都合であるならば、それを判定する固定的な基準が存在している。それが価値であり、紛争を規定する要因としての感情は単に外的状況に直接的にむすびついているものではなく、主体のおかれている状況と主体にとっての価値を基礎に、その感情あるいは感情的行動を判断する必要がある。

図 6.1 に示すようにある状況の変化 ΔS が発生しようとしているとき、人々はそれに対する価値判断 $V(\Delta S)$ を行ない、それが感情 F を生み、その感情や状況の変化やそれに対する価値判断の上に立って目標 O が設定され、行動 B が発生していく。

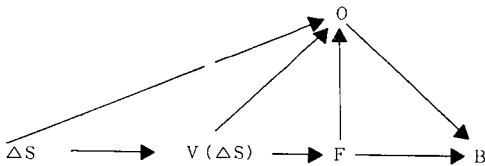


図 6.1 状況の変化と行動の関係

明確な目標 O が設定されず、単に $\Delta S \rightarrow V(\Delta S) \rightarrow F \rightarrow B$ という因果径路で行動が発生するとき、これを感情的行動とよぶ。 $\Delta S \rightarrow V(\Delta S)$ という価値判断過程が主体の意識にのぼらなければ、この行動の生成過程は主体自身にとっても $\Delta S \rightarrow F \rightarrow B$ という形でうつるであろうし、他者が価値 V を無視しようとするれば同じシユーマで行動が生成してくるように見えるであろう。実際には他者にとっては感情 F もまた不確かなものであるから、他者は $\Delta S \rightarrow B$ という最も単純な形で認識しがちである。

紛争当事者は多かれ少なかれ感情的になっている。また紛争ではしばしば感情的行動がみら

れる。しかし「感情的」と一般に評価される行動もその主体にとっては合理的側面を持っている。感情的行動はある場合には主体を構成するメンバーの共感を高めるとともに強い行動を生む要因となり、外部に向けてはアピールする機能を持っている。多くの場合、感情的行動はそれを発生させる必然的原因を持つ。

7. 行動資源と行動制約

行動資源とは主体が紛争行動を行なうために直接間接に利用しうる手段・用具である。行動資源には物的側面と情動的側面がある。行動資源には最も基礎的な主体を構成する個人そのものから始まり、組織、経済的資源、権利、地位、知識など様々なものが含まれている。行動資源と行動生成のシユーマの中の他の要素とは必ずしも排反的ではなく、行動資源という概念が事物のある機能的側面をさしているにすぎない。

行動資源は様々な形で行動を規定する。第1に行動は行動資源を使用することによってそれを減少させることがある（たとえば経済的資源のように）。それゆえ、利用可能な行動資源の水準が行動制約を規定する。第2に行動資源の水準が低下すれば、それを回復するための欲求と感情が生じ、それらが価値、目標、行動の選択を規定する。第3に行動の選択には知識などの行動資源が必要であり、第4に行動資源は行動の手段である。

つぎに行動制約について述べよう。一般に行動はつぎのような過程で生成される。行動を行なっていくための基本的な目標はすでに定まっているものとしよう。ある状況の変化が生ずれば主体は自己の目標と状況を照し合せることによってあるなんらかの行動をしようとする衝動が

心の中に生まれる。しかしこの行動は直ちに実行可能となるわけではない。まず第1に行動のための手段がないかもしれないし、第2に客体が関係する場合にはその同意——より一般的には必要な外的状況——が必要である。このような行動のための必要条件がそろっていても、主体は行動の結果として生ずる反作用を予想し不利とみれば行動をしないかもしれない。また主体がこれらの条件を無視したり、あるいは事前に予測できずに行動した場合には行動は実行不可能になるであろう。このような行動の生成過程を図示すれば図7.1のようになる。

以上に述べたような行動の意思あるいは行動そのものを抑制する様々な条件のことを行動制約とよぶ。行動制約には、行動のために必要な条件の「欠落による行動制約」と「反作用による行動制約」の2つがある。前者はある事物がないことによる行動制約であり、後者はある事物があることによる行動制約である。後者の「反作用による行動制約」とはそれから逸脱する行動を反作用をもって抑制するところの事物である。反作用とは行動をおこなうことによって、環境、相手の当事者、ないし主体に生ずる反応のうち、その行動の発動を抑制する側面をさしている。目標などの達成に正に効果をもつ部分についてはその有無・程度を問わない。

「事物」の内容については、ここでは制限をおかない。当然、行動制約はその定義によって規範を含む。その場合の反作用とは負のサンクションにはかならない。また、この定義による行動制約は規範以外のものも含む。たとえばある行動を行なおうとする場合、その行動の結果として主体的にある経済的損失が発生することが予測されれば、それは行動制約である。これは経済的行動制約である。ある行動をとることによって生ずる相手の当事者の行動もそれが主体の行動を抑制するものであれば行動制約である。

行動制約は行動の選択あるいはそれによって発動される行動そのものを規定する。前者はいわば事前的制約であり、後者は事後的制約であり、前者は、反作用による行動制約の場合、予想される反作用によって生ずるであろう主体への損失を通して規定するものであり、後者は反作用そのものによって規定するものである。ここでいう損失とは行動資源の減少という意味であって、もちろん、経済的な損失ばかりでなく、組織の機能の低下、団結心の低下、交渉力の低下など行動に利用されるすべての行動資源の低下を含む。

しかし、この段階では行動制約という言葉は行動とその選択を抑制する機能という側面を包

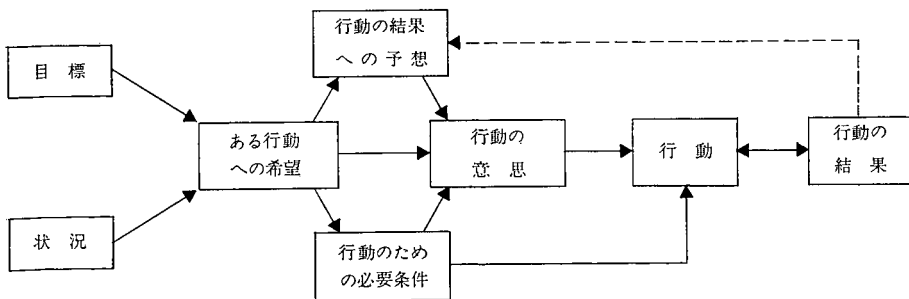


図 7.1 行動の生成過程

括的に漠然と表わしているにすぎない。そこで行動許容範囲という概念を導入し、行動制約の概念に代替させよう。これはある意味で採用可能な行動の範囲（集合）を表わすものである。反作用による行動制約についていえば主体が採用可能な行動の範囲は反作用によって規定されるが、それのみによって規定されるものではない。つまり反作用は主体に損失を発生させるが、主体がある損失をいとわなければその分だけ“採用可能な行動の範囲”は拡大し一意に定まらない。そこで、まず主体の行動選択の意思をこえて主体の持つ行動資源を“すべて投入するもの”と仮定した場合、採用可能な行動の集合を行動可能範囲とよぼう。主体が実際に採用してもよいと考える意味で採用可能な行動の範囲はこれの部分集合である。これには行動をおこすことによって生ずるであろう損失に対する事前評価や行動による正の効果、いかえれば目標達成への貢献の水準が関係する。

ところで、この事前評価とはある行動を行なおうと考えた場合にそれに対して予想される損失に対する主観的判断であり、その損失を無視してその行動を中止するかしないかの判断である。一般にこの評価は連続性と不確定性をともない時間的にも変化するものである。ここではより限定して考え、ある行動に対する事前評価とはその行動によって生ずる損失を予測し、それを主体が許容しうる損失であるかどうかと考えることをさすことにする。主体が許容しうると判断する損失の集合を損失許容範囲とよぶ。そして、その損失が許容損失に含まれるような行動の集合で行動可能範囲に含まれるものを広義の行動許容範囲とよぶ。

一方、行動は正の効果をもたらし、目標達成に貢献する。そこである目標の実現行動のうち

広義の行動許容範囲に含まれる行動の集合を狭義の行動許容範囲あるいは単に行動許容範囲とよぶ。行動許容範囲はある行動目標を達成する行動のうち広義の行動許容範囲に含まれるものすべてではなく、その部分集合である。一般にある目標を達成するすべての行動を見出すことは困難であって、それは主体の知識や能力に依存する。行動許容範囲に含まれる行動を許容行動とよぶ。

8. 行 動

行動の分類は紛争経過の分析や紛争の基本的な構造の理解のために必要であり、さまざまな密度の分類が考えられる。最も簡単な分類の1つは紛争の定義のところで述べたように、行動を紛争行動と非紛争行動にわけ、紛争行動を強い目標追求行動と阻止行動に分けることである。この種の分類は紛争の構造を分析するための基本的な用具となる。逆に最も細かい分類は紛争過程の中にあられるすべての行動をそれぞれ別なものとするのである。実際に紛争過程を分析していく上では、おそらく、この中間にもう2つの分類を考える必要があるだろう。これらの分類を便宜上、あらい方から分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとよんでおくと、分類Ⅲとしては分類Ⅳを1個または少数の日常的な単語（集会、討議、デモ、抗議、要求、……）によって要約したものがあげられるであろう。分類Ⅱは分類を適当にアグリゲーションしたものが考えられる。もちろん、このような分類法やその個々の分類の考え方は1つの考え方にすぎない。

以下各レベルの分類について簡単に述べよう。

まず、最初に最も簡単な行動の分類である紛争行動（強い目標追求行動、阻止行動）、非紛

争行動について考える。優位性の概念を用いて説明すれば目標追求行動とは自己の優位性を上昇あるいは保持しようとする行動であり、阻止行動とは相手の優位性を下降あるいは上昇阻止しようとする行動にはかならない。前述において目標追求行動と阻止行動は実際の行動のそれぞれある側面を強調したものであり、概念的にも両者は独立したものではないとしたのは自己および相手の優位性がトレードオフの関係にあることによる。目標追求行動と阻止行動はなんらかの形で当事者の目標追求に関係を持つ行動であって、一般に紛争の記録（年表）の中にあられる行動はほとんどがこれらに属す。一方非紛争行動とは紛争に関する目標の追求行動および阻止行動以外の行動であり、その目標に対する追求および阻止の意思が含まれていない行動である。しかし、このことは非紛争行動が紛争に影響を与えないということではない。たとえば、当事者の日常的な生活行動は紛争の有無にかかわらず、また紛争以前から続けられているが、これはその主体の価値を形成し、主体の紛争における行動を規定する。また、対象とする紛争とは直接関係を持たない問題、たとえば選挙、市町村合併、学校問題などに関する対立が紛争の中に持ちこまれて紛争構造を規定する要因になることがある。さらに、ある行動が直接自己の目標の追求や相手の目標の阻止になんらかの効果をおよぼすことを期待しなくとも、主体の持つ価値の一貫性のための行動やいかりなどの感情の表現行動はなんらかの形で紛争に影響を与える。この種の行動を価値・感情表現行動とよぶ。しかし、目標追求行動にしろ、いわば純粹形としての行動の型であって実際の行動がこれらに分類できるということではない。実際の行動のそれぞれの側面について名

称を与えたというべきであろう。行動の分類は必ずしも上記のものに限られない。

つぎにⅡの行動の分類を考える。紛争過程を構成する主要な行動は目標追求行動と阻止行動である。この2つの種類の行動については以上において詳しく述べた。ここではこの2種の行動が実質的には識別できない一体的なものと考えそれをつぎのような10のクラスに分けることにしよう。

A 情報収集行動

ここでいう情報とは自己の行動にとって必要な情報ということであり、各種の調査、見学、学習活動などを含める。

B 内的意見交換行動

集団、組織としての態度を形成するためにそのメンバーが相互に意見を交換すること。話し合い、協議、会議、審議、総会など

C 外的意見交換行動

関与者間の意見交換をさす。

D 態度表明行動

これは内的意見交換の次の過程である。決議採択などの行為をさす態度表明行為は特定の紛争関与者を客体として持たない。

E 合意形成行動

他の集団、組織との話し合いによって共通の意見、態度が形成されることである。

F 意思伝達行動

要望、陳情、請願、抗議などの行為をさす。主体の希望、意思などを直接かつ言語的手段によって明示的に他の集団・組織に伝達すること。

G その他伝達行動

情報、文書、物品などを伝達する行為であり、報告書の提出、説明会などをさす。FとGとは明確に分離できない。

H 抗争行動

紛争において相手側に物理的、経済的、社会的、心理的に力を作用させる行動で、デモ、実力阻止、訴訟、チラシ配布などをさす。これもFやGと区別しにくい。

I 動作行動

着工、設置、実施、中止、出発、発生などの行為。

J 組織変更行動

組織の発足、消滅、分裂、選挙、除名などの行為。

以上のA～Jの行動の分類はその定義を与えているというより1つの指針であり説明である。一般に行動の分類における境界のあいまいさは、不可避でありそれについて厳密な議論を展開することはあまり生産的でない。それは抽出されたほとんどの行動のクラスは純粋な型としての行動のクラスであって現実の行動は1つの行動の種々の側面をそなえていることが多いからである。

さらに上記の行動の分類は基本的には情報や意思などの移動、形成、過程を考えながら、交渉過程を土台に紛争行動を分類したものである。紛争は阻止行動を含んだ交渉と考えられるからである。A～G、Iは交渉過程に含まれている行動であり、Hが加わって始めて紛争になる。Jは残余の部分である。I、Jを除いて考えればA～Gに属さない行動をすべてHとしたのであってHの行為の一部は結束行動としての側面ももっている。この分類も少なくとも、このような意味で多くの不満点がある。たとえばJはHに含まれるべきかもしれない。

Ⅲの分類については省略し、2、3の重要な紛争行動について述べよう。

① 賛成・反対

賛成・反対の意思表示は、通常、その意思表示の強さによって賛成、条件付賛成、条件付反対、絶対反対のような4つのクラスに分けられる。条件付の賛成・反対は補償金や公害防止の水準などを条件とするものであるが実質的内容は区別できないことも多い。電源立地紛争などにおける意思表示の形態として、絶対反対に対立するものは賛成であって絶対賛成でないのは対象が一般に公害発生源と考えられていることも一因あるが、賛成という行為がこの種の問題ではもともと受動的性格を持つことによる。

賛成・反対の意思表示あるいはそれから派生する諸行為はその質的な面に注目すれば表8.1のように分類することができる。まず、政策的

表 8.1 賛成反対行為の分類

	反 対	賛 成
政策レベル	政策的反対	政策的賛成
利益レベル	不利益的反対	受益的賛成
心理・社会レベル	心理・社会的反対	心理・社会的賛成

反対とは主張者がある計画によって直接的に不利益を受ける、受けないにもかかわらず信念、あるいはイデオロギーとしての態度である。不利益とは物的、経済的、心理的なものも含まれる。公害はその1つである。政党指導の住民運動、あるいは政党そのものによる住民運動の反対行為はこの傾向が高い。これに対応する賛成行為が政策的賛成であって主張者が利益を受ける、受けないにもかかわらず信念として賛成する行為をさす。日本のエネルギー問題を基礎における火発賛成等はこれに属す。

不利益反対とは計画によって主張者が不利益を受ける場合あるいはその可能性のある場合に自分にとっての価値を守ろうとしてその計画に反対する行為をさす。

利益的賛成とはこれに対応するものであって計画によって受ける利益（補償金、収入増、福祉の向上など）を考えての賛成行為である。開発計画を自治体が誘致し、商工団体が賛成するのは基本的にはこの行動である。

心理・社会的反対および心理・社会的賛成とは主に政策や利益・不利益に関係のない社会的要因あるいは心理的要因によって反対あるいは賛成する行為である。たとえば、選挙問題で対立する2つの集団の一方が賛成にまわったとき、それに他方が反発して反対する場合は心理・社会的反対の例である。また、人にたのまれて賛成、反対する場合もこの例である。

社会的紛争における地元住民の賛成・反対行為は利益レベルから出発することが多いが、政策レベルおよび心理・社会レベルにしたいに拡散していく傾向がみられる。

一般に住民運動の行動は利益レベルであることが多い。政策的反対は市民運動的反対の純粹形であり、不利益的反対は住民運動的反対の純粹形である²⁰⁾。

② 集会

集会は一定の場所に人々が集結することによって外部に向っては圧力を加え、内部に向っては結束を高めたり、意見を交換したりする行為である。集会は理念的には自然発生的な集会と計画的集会の2つに分けることができよう。ただしここでは組織の公然たる、かつ明確なる規約によって会合を開くことに義務が与えられているような会合、たとえば漁協の総会、市議会などは「集会」とはよばない。自然発生的集会とはある社会的緊張の中で人々がさそいあって一定の場所に集結しお互いの意志を確認しあうと同時に始めて集会という行為そのものによって、公然とした形で自分たちの意志を外部に向

って表出する行為である。自然発生的集会は紛争の初期にみられる。封建時代の一揆の集会在自然発生的傾向が高いとは必ずしもいえない。なんとならば、強い主張を行なうための集会在禁止されているような社会的状況の中では逆に強く慎重な計画性を必要とするからである。一方、計画的な集会とは一定の人々によって計画されその目的も明確な集会であり、一般的に前者にくらべて洗練されたものである。集会のよびかけのルートや集会の手続きが定まっておき、事前に用意された決議文が朗読され参加者の承認をうる。人々は参加し同一行動（同じ場所に集まり、同じ決議文をきき、承認し、シュプレヒコールを行なうことなど）をすることによって共通の意思を確認し結束を高める。現在のように圧力手段としての集会在禁止されていない状況では集会の目的は外部に対する圧力よりも結束効果の方がその重要な目的であろう。

20) ここで住民運動と市民運動の差異について述べておこう。もちろん一般にこの2つの言葉は明確に分けて使われているわけでないし、また1つの紛争の中で住民運動と市民運動が共存していることも多いし、1つの団体、あるいは1人の個人が住民運動的行動をすることもあれば、市民運動的行動をすることもある。

本稿では住民運動と市民運動を大雑把につきのように区別しよう。

行動一特に反対行動一についていえば前者の反対行動は前述の意味での住民運動的反対であり、後者は政策的反対行動を行なう。前者は具体的、土着的な価値の維持あるいは実現をめざしており、後者は普遍的価値の実現をめざしている²¹⁾。それゆえ前者の目標は具体的特殊的であり、後者の目標は一般的である。行動の担い手は前者の場合は一定地域の住民であり、後者の場合は一定のクラス（階級、思想、価値意識などに共通性がみられるという意味で）に属す一般市民である。

住民運動と市民運動あるいは住民運動的考え方と市民運動的考え方は必ずしも対立的ではないが、容易に融和しない。住民運動は市民運動化することによってその目標が不明確になり拡散する可能性が高く、それゆえ住民運動は上記の意味で住民運動的であろうとする。住民運動を行なう人々はよそ者²²⁾としての市民運動的協力者にはある一定限界以下の期待しかもっていないことが多い。

a) 中村ほか：住民運動“私論”，学陽書房，p.14，昭和51年

b) 中村ほか：（前掲書），p.21

集会は大小さまざまであるが、大きな集会ほど外部に対する圧力がその主要な目的となり、逆に小さな集会ほど内的な結束や情報交換がその重要な目的となる。勉強会は小さな集会と考えられる。住民運動が展開される上において小さな集会は重要な機能を持っている。勉強会としての集会はしばしば頻繁かつ熱心にひらかれ人々の知識の拡大にも役立つ。杉並の清掃工場反対の住民運動では500回におよぶ集会が開かれたといわれているし、三島、沼津、清水二市一町石油コンビナート反対運動でも同様の数が報告されている。

③ デモ

デモは意思表示を行ないながら行進（それは接触面積を多くするための行動であると同時にそれ自身が圧力手段として機能している）することである。圧力を加えようとする対象は相手の当事者および一般市民などの第三者である。

④ 訴訟

訴訟はある意味では最も強力な紛争行動である。立地紛争は時によっては若干の逸脱は生ずることはあっても基本的には合法的な行動の範囲で行なわれることが多いが、訴訟はそのような合法性の下でとられる最も強い行動である。集会やデモが心理的な圧力手段として機能するのに対し訴訟は実質的な力を持つ。紛争行動としての訴訟は阻止行動としての手段である。訴訟のような制度的方法の採用は住民運動に市民運動の性格を付与することになる。住民運動の持つ強さの1つの要因は土着性にある。それゆえ紛争行動としての訴訟は住民運動にとって正の効果をもたらすと同時に負の作用を与える。

⑤ 陳情、請願、要望書の提出

これらは紛争の前期にみられることが多い。これらは社会的に許容されたルール、制度的ル

ールにのった要求行動である。住民運動や紛争は既存の組織や制度による要求の表出と統合が有効に機能しないために生まれるが、このような既存の方法は放棄されているわけではなく、頻繁な陳情、請願、要望書の提出が行なわれる。これから有効に働かないときより強い行動が生まれ、紛争がエスカレーションする。

⑥ リコール

リコールも訴訟と同様に制度的に許容された行動であり、強い紛争行動の1つである。リコールはその結果が署名数という形で示され、その後の選挙によって勢力関係が明白になる。

つぎに行動の選択について述べよう。行動によって生ずる結果を予測しそれを考慮することによって自己の目標を最もよく達成できるようにする行動を合理的な行動とよぶことにする。ある主体がどの程度合理的な行動をするかはその主体の性格やおかれている状況によって異なる。

紛争当事者の行動を常に合理的なものと考えすることはもちろん適切ではない。行動の選択は目標や行動制約ばかりでなく、価値、欲求、感情にも依存するからである。紛争当事者の一部は多かれ少なかれ感情的に高ぶっているであろうし、実際に激しい感情的行動がみられることがあるからである。

しかし、紛争では当事者の目標は対立しており、かつそのことは明確に意識されている。対立的な目標をもつ紛争当事者は自己の目標をその能力を最大限に使用して行動しなければ、その優位性は低下する状況におかれている。状況の急激な変化、種々の理由による判断の誤りによって目標達成と矛盾する行動がとられることがあってもそれは一時的な現象であるとみた方が適切である。むしろ、感情的、あるいは一見

不合理のとみえる行動も合理的な理由を持っていることがある。紛争における当事者がこのような意味で合理的な行動を採用する性質のことを「紛争における行動の合理性の仮説」とよぼう。

行動の合理性が成立するような紛争では紛争モデルの諸要素のうちで目標と行動制約が行動の選択を規定する重要な要因である。

ここでは行動の選択に関してつぎのようなモデルを使用することにしよう。行動の選択は、価値、目標、欲求、感情、行動資源、行動制約、状況、環境などによって規定されるが、このうち目標と行動制約による規定がつぎの意味において最も直接的であり重要であると考ええる。主体はある目標 O （それは目標のハイラキーに属す1つの下位目標か、欲求レベルの目標とする）を持ち、目標 O に対する行動許容範囲を $A(O)$ とする。この行動許容範囲が空であれば主体はなにも行動をとれない。行動許容範囲が唯一つの行動しか含まなければ、その行動が選択される。行動許容範囲が複数の行動を含めば、つぎの3つのいずれかの選択法が採用される。①行動許容範囲に属す任意の行動をランダムに選択する。②行動許容範囲に属す行動の目標 O 以外への副次的効果を考えて行動許容範囲を縮小する。③目標をレベルアップすることによって行動許容範囲を縮小する。②、③で縮小された行動許容範囲が依然として複数の行動を含むならば、①、②、③のプロセスをくりかえす。この①、②、③の選択は主体の性格、感情、状況などに依存するものとする。

この行動選択のモデルは行動によって生ずると考えられる正の効果と負の効果を同時に並列させその総合的判断として行動を選択するモデルではなく、目標と行動制約を交互に注目し

ていながら行動の選択範囲を縮小していくことによって実際に採用される行動を選択するモデルである。このようなモデルはもちろん1つの仮説にすぎない。

9. 紛争の発生とエスカレーション

一般に紛争が発生するにはいくつかの条件が必要である。通常つぎの4つの条件をあげることができる。

- ① 紛争要因の存在
- ② 解決手段の欠落
- ③ 抑制的要因の弱さ
- ④ 促進的要因の存在

④の条件は①、②、③の条件に対して補助的に機能する。

①の紛争要因とはたとえば電源立地紛争でいえば発電所建設計画はその1つになる。紛争要因はそれに反対する人々にとって価値の低い状況を作り出し、その価値の減少があるレベルをこえているために、紛争を発生させる。ある当事者によって作られようとする状況が人々に不安や経済的利害、望ましくない状態を作り出すならば紛争要因になりうる。しかし、この価値減少が大きいことは常に紛争をひきおこすものでないし、それが小さいことが紛争を常に発生させないということではない。②は別にすれば、このレベルは③、④の要因の大きさに依存している。抑制的要因が十分に弱く、促進的要因が十分に強ければ、小さな価値減少しかもたらさない要因でも紛争のきっかけ要因として作用する。逆にきわめて強い社会的規範が存在したり、反対に立ち上る行動を支持する風潮がまったくないような状況では大きな価値の減少も紛争発生にむすびつかないことがある。

②の解決手段の欠落には2つの場合がある。

第1の場合は一方、または双方の当事者の拒否のために解決のための交渉そのものが存在しない場合である。一般に社会的紛争においては交渉のルールは存在しない。交渉のルールとは交渉の当事者が従うべき義務や所有している権利、あるいはそれらがおかされた場合のサンクションのことであり、慣習的なものも含む。第2には交渉は存在するがその内容が折り合わないときである。第2の場合には被要求者が①紛争要因の持つ価値減少作用そのものを十分に除去できないか②別の面で価値を増大させることによって総合的な価値減少を除去すること、つまり補償が十分でないことの2つのケースがある。

価値の減少のうち経済的側面は重要であり、紛争を強く規定することが多いが非経済的側面もまた重要であり、それらの一部には本来解決手段の存在しないものもある。たとえば、用地の取得をめぐる、一方が経済的基準を用いるに對し、他方が「先祖伝来の土地」という非経済的基準を用いるならば両者の主張には通常の交渉によっては容易には妥結しえない差がある。

交渉における各当事者の主張の開きは、交渉が一種の論理的ゲームであるために双方とも悲観的基準を用いることが交渉の困難さの大きな要因であるが、このように両当事者がまったく異質の基準を持っていることも大きな問題点である。

解決手段が存在するか、欠落するかは一方の当事者による要求の内容、水準とそれに対する他方の当事者の行動許容範囲に依存する。

③の抑制的要因の弱さとは、制度的規範、非制度的な社会規範、社会関係からくる圧力、紛争に参加することによって生ずる経済的損失など紛争を抑制する要因、つまり、行動制約が弱

く不活発で主体が紛争行動をおこすことを抑止しえないことをさす。一般に紛争をおこす主体は社会的、経済的、心理的その他の種々の制約を乗り越えなければならないからである。一般に紛争は容易に生じないものである。紛争が生じるには紛争要因の強さや促進的要因が十分成熟していることが必要である。

④の促進的要因とは、たとえば電源立地紛争では経済の成長とその歪として生じた公害、それに対する広範な反公害意識、全国的な住民運動の高揚、デモクラシーの定着などをあげることができよう。抑制的要因と促進的要因は互いに裏がえしの関係にあり、行動の選択にとって一方が強まることは他方が弱まったことと同じ効果を持つ。そもそも、抑制的要因の弱体化はそれ自身促進的要因とみなすことができる。

促進的要因の中には核となるすぐれたリーダー、集会のチャンス、共同作業の慣習、既存の組織などもあげられる。つぎに紛争のエスカレーションについて述べよう。

紛争が発生し、紛争過程が進行するにつれ各当事者のとる行動の強さが上昇していくことは多くの紛争にみられるパターンの1つである。これを紛争のエスカレーションとよぶ。これは目標の対立性からくる各当事者の行動の単純なフィードバック関係に由来している。

つまり、一方の当事者aのある目標追求行動は相手の当事者bがそれに対応する行動をしなければその優位性を上昇させ、bの優位性の相対的低下をまねくため、b側はそれを阻止するための行動をとる。一般にすべての当事者は少なくとも現状を不利にするは望まないからである。b側がとる行動は少なくともaの行動を相殺する行動である。このことによってaの優位性の上昇は困難になり、aはこの事態を補償す

べくより強い行動——その中には目標追求行動と阻止行動の両方が含まれていてよい——を行なう。このことは再び同じ過程でbの行動の強さを高める。このようにして少なくとも一方が自己の優位性上昇の意志を持っており、他方が現状維持の希望を持っているならばそれだけで紛争はエスカレーションしていく。双方が自己の優位性を上昇させようとする意志を持っていれば、エスカレーションは加速されることになる。

しかし、実際にこのサイクルが無限に続くことはない。なんとなれば、行動制約が働くからであり、行動制約自身が緩和されなければ行動のエスカレーションは行動制約によって示された上限を持つ。前述のように行動制約の緩和が生ずるのは自己の行動や相手の当事者の行動の相互作用によって価値や行動資源、心理的要素などに変化が生じるか、あるいは外的状況そのものが変化した場合である。

紛争のエスカレーションは、主観的優位性が逆相関係にある場合、つまり、両当事者とも自己の優位性が低いと判断している場合には、ドラスティックに生じうる。このような状況では両当事者とも自己の優位性を上昇させようとする強い意志を持つからである。

行動のエスカレーションの一要素として争点の拡大が生ずる。争点が拡大する原因は状況の変化、争点の内容の論理的連鎖、新しい知識の獲得、価値意識の変化、感情の激化など様々である。

Coleman²¹⁾によれば争点の拡大には①争点の一般化②新しい争点の出現がある。また、争点における争点の拡大には必然的に③意見の対立→敵対の過程がともなう。争点の一般化とは争点が特定の問題からそれを内部に含むより一

般的な問題へ移行していくことであって、地域社会に深い利害上の対立が潜在的に存在すればきっかけ要因が連鎖的に争点を一般化させる。また、初期には深い対立が存在しなくても紛争のエスカレーションによって生じた対立の激化や争点の一般化が紛争の手段として有効であるという事実によって争点の一般化が生ずることもある。しかし、主として価値観や経済的利害の相違に基づく紛争にくらべると政治的抗争にはこのパターンは少ないといわれる²¹⁾。

②の新しい争点の出現とは最初の争点に関係のない全く新しい別の争点の出現することであるが、一般的にすべての争点はなんらかの関係を持っていることを考えれば①と②は必ずしも区別つかない場合がある。電源立地紛争において最初発電所による大気汚染、温排水による漁業への影響、あるいは安全性問題から出発した反対運動が地方自治体やその首長に対する批判に争点が拡大していくのはこの新しい争点の出現と考えられる(①的な側面も持っている)。電源立地紛争における争点の拡大は、通常、生活に密着した争点から出発していることが多い。

電源立地紛争における争点の拡大プロセスが必ずしもつねに公害問題から出発するとは限らない。補償金に対する不満から公害問題への拡大もあるし、立地にとまらぬ水問題→企業と地元との協定に対する不満→安全性問題というようなパターンなどもある。

紛争がエスカレーションしていくとき現在それがどの程度激しくそれが時系列的にどのように変化していくか考えることが多い。そのような紛争の激しさを表わす指標が紛争レベルであ

21) 前掲 Coleman.

る。ここではより限定して紛争期間の中のある期間中の中に含まれている行動の総合的強さを表わす指標として紛争レベルを規定する。

この規定から紛争レベルはそれが対象とする期間に含まれている行動の強さとその密度に依存するといえる。行為空間に属する行為の強さがすべて一次元尺度として与えられていれば事情は簡単である。行為 a の強さを $w(a)$ とし、対象とする期間に含まれている行為を a_1, a_2, \dots, a_n とすれば、

$$L = \sum_{i=1}^n w(a_i)$$

なる量は紛争レベルの1つの指標を考慮することができる。各行為の強さを表わす関数 $w(\cdot)$ を与えるのが困難とすれば $w(\cdot) = 1$ としても上記の L は紛争レベルとして割合に実用にたえる。これは各行為にウエイトをつけなくとも重要な事象が存在すればそれに対応して数多くの事象が派生的に発生するからである。もちろん、実際には行為の強さを比較可能な量として与えることはできないことが多いから、このような指標は便宜的なもしくは近似的な紛争レベルにほかならない。

ここでは特別にことわらないかぎり紛争のレベルは最初に定義した定性的概念として使用する。

10. 紛争の自律性と不確定性

紛争は一旦発生するとそれ自身が起動力になって展開されていくことが多い。これを紛争の自律性とよぶ。紛争を規定する要因は様々であり、紛争の自律性は紛争パターンの同一性を意味するわけではない。

紛争が自律性を持ち始める第1の境界点はおそらく紛争組織の発生であろう。減少する価値

の共通性、人々の間における不満の高まり、既存の交渉ルートの非有効性、社会的緊張の高まり、そのような人々の接触、リーダー的人物の出現が反対するための組織をうむ。組織が生まれれば紛争目標が明確な形で設定され、集合的行動の能力が生まれる。

しかし、このような団体も多くの場合しばらくは陳情、要望書の提出、ゆるやかな内容のチラシの配布などのような弱い行動を続けることが多いが、他方の当事者による一方的行動がつづけば優位性の不均衡が拡大し明確化する。このことによって社会的緊張が高まる。この時点でなんらかのきっかけ要因が作用すれば均衡化作用として強い紛争行動が生まれる。紛争がより強い自律性を持つようになる第2の境界点はこの強い紛争行動である。これは連鎖反応を生み、次々と反対団体が生まれ反対運動は強くなっていく。それに対して立地主体、賛成団体側も行動を起し反対、賛成両派の衝突によって紛争は本格化していく。おそらくこれは立地紛争の1つの典型的パターンであろう。

紛争が自律性を持ち、ほとんど可逆的でないのは、1つには紛争組織の発生が人々の間にある不満を明確かつ強い形で統合・表示し、減少しようとしている価値がなんであるかを人々に明確に意識させ、相互の接触によって価値の共通性を確認させ、また知識を深め合い、リーダー的人物が人々をけん引することによる。これ以前においては要求は既存のルートを通して弱い形でしか伝達されていないことが多いであろうし、争点となる計画に対して反対する人々と賛成する人々では多くの場合に属性が異なり、感情的ギャップがあり、一方に属す人々の要求は他方には純粋な形で伝達されにくい。ところが紛争組織の発生は上記のごとく要求を

強化させ明確にさせる。このことは他方の当事者に要求拒否の気持を発生させ、従来からあった感情的対立をさらに激化させ、一方的行動を生む。紛争の自律性には両方の当事者の行動性向が関係している。このような当事者の行動性向は事態が困難になるにつれ緩和されることが多いが、しばしばその緩和の速度より紛争のエスカレーションの速度の方が速い。

立地紛争や地域紛争などの社会的紛争では国家間の戦争ほどの不確定はないと考えることができよう。前者は基本的には法の下における紛争であるし、地域社会間の特性の差異は国を異にする民族間の特性の差異ほど大きくない。また前者は後者ほどに対立が深刻でないし紛争の進展によって急速な行動資源の減衰も生じないから紛争の構造的安定性も相対的には高い。立地紛争や地域紛争では行動許容範囲はある上限があり、紛争過程のパターンの共通性もかなりあると考えられる。電源立地紛争はなによりも同種の紛争要因＝電源立地計画によって生じており、同種の紛争の反復性はどちら側の当事者にとっても他地域の紛争を教訓とすることによって行動の共通性が生まれてくる。

しかしこれらのことから紛争の不確定性を無視することはできない。社会的紛争は相対的に戦争よりは不確定性が低いのにすぎないのであって、もともと紛争は構造的に不安定なのである。地域社会の構造のちがいや各当事者の行動様式のちがいが異なった形態の紛争をもたらす。また各当事者のとる行動の微妙な差異が紛争経過を大きくかえるという意味においても紛争は不安定であり、不確定性を持つ。

紛争当事者は自己の紛争目標を達成しようとするならば前述の意味で合理的な行動を行なうことを強いられるが、双方の当事者の行動の合

理性と合理的行動を行なうことにおける限界はともに紛争の不確定性をもたらす。

11. 均衡化作用

前述したように紛争の存在自体が1つの均衡化作用であると考えられることができる。当事者に価値の対立があり、交渉力や社会的力の弱い当事者が交渉によって自己の価値を維持（あるいは実現）できない場合、紛争行動をもって自己の立場を強化しそれを行なおうとすることが紛争である。このような均衡化作用を広義の均衡化作用とよんだが、これは当事者が紛争目標を持ちそれに従って行動すること自体が均衡化であるという意味であり、以下に述べる狭義の均衡化作用とは、当事者の行動がどのような過程で均衡化していくかを示すものであり、後者は前者の1部を形成している。

完全紛争状態に近くなれば両当事者の優位性の差、つまり不均衡のレベルが行動の重要な基準となる。不均衡のレベルと当事者の行動の関係に関するつぎの仮説を狭義の均衡化仮説とよぶ。

ここではより一般的な主観的優位性によって説明する。両当事者の主観的優位性が客観的優位性に一致した場合も、以下の議論はそのまま適用できる。また説明の便宜上、優位性と行動以外の変数は固定して考える。

劣位の当事者を b 、優位の当事者を a とする。当事者 i による自己および相手の当事者の主観的優位性の差を、当事者 i にとっての主観的不均衡あるいは単に不均衡とよぶ。 $(i=a, b)$ 主観的不均衡のレベルとは $P_{aa}-P_{ba}$ 、 $P_{bb}-P_{ab}$ の2つがある。このとき劣位の当事者はつぎのように行動する傾向を持つ。

(イ) 劣位の当事者は自己からみた主観的不

均衡の大きさに比例的²²⁾な強さを持つ紛争行動への潜在力を持つ。ここでいう行動への潜在力とは、行動したいという希望であり、直ちに行動へむすびつくところの意思ではない。行動への潜在力はその行動が許容行動であるとき、適当な動機によって行動への意思となる。

- (ロ) 優位の当事者の行動あるいはその予想される行動によって不均衡が拡大すれば劣位の当事者はその不均衡の増分に比例的な強さの行動への意思を持つ。意思は行動許容範囲内の行動を発生させる。この意思と行動は(イ)の潜在力に対して動機としても作用する。この意思は時間とともに減衰する。

このような性質を持つところの劣位の当事者の行動を均衡化行動とよぶ。若干補足すると、

- ① この仮説はこの種の均衡化行動が劣位の当事者の行動の中に含まれていることを主張するものであって、劣位の当事者の行動のすべてがこの性質を持つことを主張するものではない。
- ② 均衡化行動もまた行動制約の範囲内でとられる行動である。それゆえ、不均衡のレベルの大きさ、あるいは不均衡の増分の大きさは直接に均衡化行動の強さとむすびつかない。一方の力が非常に強大になれば他方の行動は大きく制約されることになり、強い均衡化行動は生じなくなることがあるからである。
- ③ この仮説は劣位の当事者の行動についてしか述べられていない。しかも、不均衡が縮小した場合のその行動についても述べられていない。しかし、劣位の当事者がこのような行動様式をとると考える優位の当事者は不均衡の拡大の速度を小さくするであろう。一方の

当事者のみが急速にその優位性を高めていく行動を一方的行動とよんだが、十分な行動資源を持つ当事者に対する一方的行動はある時点で強力な反作用としての均衡化行動を生むことがあるからである。この意味においての仮説は優位の当事者の行動様式の一面を暗に示している。

- ④ この仮説は優位性の不均衡（あるいはその増大）と劣位の当事者の行動の間の関係についてのみ述べているのであって、他の要因による行動選択への影響はとりあつかっていない。このことは後者の因果関係が行動の選択にとって重要でないことを主張したり、あるいはそれらの関係を無視したモデルを考えているということではない。この仮説では便宜的に優位性の不均衡と行動のみ変量と考え、他の要因は固定化して考えているということであって、仮にこの仮説が正しかったとしても実際の行動の選択は種々の要因の複合的な影響のもとで行なわれるから、この仮説で述べるような形で行動が発生するとはかぎらない。

この辺の事情を明確にするためには優位性の不均衡の大小を主体が他の要因との関係も考えて総合的にどのように評価するかを表わす変量が必要になろう。前述の議論においては不均衡とは相手の当事者が勝つ確率から主体が勝つ確率を引いたものであり、その差が大きいほど主体にとっては好ましくない状況であると述べたが、これは不均衡だけに対する評価であって実際は他の評価を優先させるかもしれない。たと

22) ここでいう比例的とは2つの変数 X , Y が a を定数として $Y=aX$ の関係にあることをいうのではなく、一方の変数が少し増大すれば他方の変数も少し増大し、一方が大きく増大すれば他方も大きく増大し、減少についても同様な関係が成立することをいう。比例的関係とは定性的な比例関係といいかえることができよう。

えば、優位性の不均衡の差が小さいときは強い行動意欲を持ち逆に相手に大きく水をあけられるとあきらめることがしばしばあるが、このことの1つの理由として主体が敗北することによって受ける不利益（非経済的なものも、もちろん含める）が大きな不均衡を回復することによって失う行動資源の損失より小さいと主体によって意識されることがあげられるかもしれない。

この仮説を純粋な形で主張するための1つの便法は価値、感情、欲求、行動資源による影響をすべて行動制約や目標の内容の中に組込んでしまうことである。しかし、これは形式的な処理にすぎない。

- ⑤ この仮説は2当事者間の紛争における均衡化作用についてしか述べていない。3者以上の当事者を含む紛争のメカニズムは複雑である。その1つの理由は当事者間に対立関係ばかりでなく協力関係も入ってくるからである。
- ⑥ この仮説の均衡化には2つの種類の均衡化、静的均衡化および動的均衡化が含まれている。(イ)が前者であり、(ロ)が後者である。
- ⑦ ここでいう不均衡とは主観的不均衡であるから自己をととも不利とする逆相関係にあるときは両当事者とも「均衡化」行動を行なうことになり、紛争は急速に拡大することになる。

12. 紛争目標の変化と紛争の収束

目標は慣性を持つ。目標のハイアラキーの中で上位に属す目標ほどこの傾向が高い。目標は各主体の行動の方向を与える指針であり、主体の持つ価値を実現、維持するためのものである

が、主体を構成する個々のメンバー——それらの人々は共同行動の基礎となるある一定の共通の価値を持っているが、それ以外の点では異なった価値を持っていることはしばしばあるであろうし、その階層、職業、年齢、地位、人間関係性格なども様々であろう——の関心を集め、集団の力を結集し行動のためのシンボルとなるものの目標は容易に変更されてしまうものであればその機能ははたさない。一般に一貫した目標や価値に従って行動すること自体が1つの価値となっている。また、集団のメンバーが結集でき永続的にそれに従って行動できる場所の共通の目標を設定することはしばしば困難な作業であり、その困難さがまた一旦設定された目標に強い慣性を与える。

それにもかかわらず、紛争の展開によって紛争当事者の目標は変化していく。紛争は当事者間の対立する目標の衝突であり、紛争当事者の行動の最終的目的地は自己の目標を達成するか、もしくは相手の当事者にその目標追求行動をあきらめさせることであり、各当事者はそのような状況が現われるまで紛争行動をエスカレーションさせるとともにそれを持続させるからである。

紛争当事者が自己の目標を変えざるを得なくなる状況は大きく2つに分けることができる。第1の状況とは達成すべき目標が外的要因によって消滅してしまう場合であり、その目標を追求していた当事者はそれに代替する目標を設定しなければならなくなる。第2の状況とは当事者側に目標を追求する意志が消滅することである。このような状況は根底となっている価値意識が変化したり、目標遂行のために必要な行動資源を失った場合に生ずる。

紛争関係者が紛争に関与しなくなることを紛

争からの退出とよぶことにすれば、一方の紛争当事者が紛争から退出すれば紛争は収束する。

紛争の収束もしくは紛争からの退出は紛争目標の放棄によって生ずる。紛争目標の放棄は目標変化の最終段階であり、追求が不可能になった目標に代るべき目標が存在しない場合であり、①行動資源の減衰②紛争行動のための意欲の減衰③価値意識の変化④行動制約の強化⑤目標達成不可能な状況の発生など様々な原因によって生ずる。

紛争からの退出あるいは紛争の収束に関して、しばしば第1の説、つまり行動資源の減衰がその主要な原因であるとする説が主張されることがある。たしかに、ある種の交渉が体力や気力の減衰によって収束あるいは妥結していくのはこの第1の説によって説明できないこともない。また電源立地紛争などにおいても一部の団体が紛争の長期化にともなって紛争から退出していくのは行動資源の減衰によって説明可能である。ボランティアな住民運動団体のような紛争によって生まれた団体でなく、一定の業務を持つ既存の団体、たとえば、漁業協同組合、農業協同組合、商工会議所のような団体は紛争の長期的関与によってその業務に支障をきたすようになれば多くの場合紛争から退出せざるをえない。逆にいえば紛争への関与によってその業務に支障が生じなければ紛争からは退出しないであろう。このような団体の行動資源を減衰させる最大の原因は激しい内部対立である。

しかし社会的紛争は1つの社会の法の下における紛争であり、紛争行動が不可能になるほど行動資源が減衰することはあまりないと考える方が適切である。

ある紛争当事者が紛争から退出するかどうかの判断は行動の選択の問題であるが、それを直

接的に規定するのは②の行動への意欲である。それゆえ行動への意欲が減衰したら紛争から退出するかどうかの問題なのではなく、他の要素、特に行動資源が減衰したならば紛争行動に対する意欲が減衰するかどうかの問題なのである。このことが生ずるかどうかはおそらく団体の性格に依存する。1つの有力な仮説はボランティアな集団はよほどの事情がないかぎりこのようなパターンを示さないということであり、その団体の存在にそのメンバーの生活や生産活動が強く依存しているような場合はこのようなパターンを示すのではないかということである。この「よほどの事情」の1つとして⑤の目標達成不可能な状況の発生があげられる。たとえば相手の当事者が目標を達成してしまえば主体は目標達成が不可能になる。

③の価値意識の変化は紛争に関与する人々を分解する形に作用する。ある一群の人々は紛争に関与することによって紛争目標の基礎となる価値をますます強く認識するようになり、また一群の人々は紛争そのものに負の価値を感じるようになっていく。

一般的傾向からいえば価値意識は行動生成の1つの源泉であり強い慣性を持っている。価値意識が強い慣性を持つのは価値の公理的性質からきている。紛争によって価値意識が変わるのはそれを形成中の若者か、深刻な影響を紛争によって受けた場合である。

行動制約が強化されるには2つの形態がある。第1は他者、外的状況による強化であり、第2はみずから行なう強化である。後者の場合に行動制約の強化の要因は前述の①、②、③である。前者の1つが⑤である。

おそらく電源立地紛争の場合、それが収束する最も主要な要因は⑤の目標達成不可能な状況

の発生である。⑤の中には相手の当事者が目標達成をしてしまったことが含まれ、かつそれが⑥の中で最も重要な要素である。目標はハイアラキーをなし、順次達成されていくが一方の当事者にそのような状況が生ずると他方の当事者も順次目標をかえていく。一方がすべての目標を達成すれば他方の当事者は追求すべき目標を失う。

最後に紛争の影響について簡単に述べよう。紛争が長期化し強い対立が持続し異常な事態が日常的に生ずるようになれば地域社会とそこに住む人々に不可逆的な影響をもたらす。紛争はどの当事者にも多かれ少なかれ種々のコストを発生させる。また紛争にそれに関与した人々の対立をとおして地域社会に亀裂を生じさせるが、紛争の経験は地域社会に長く記憶され次の紛争を大きく規定する。さらに紛争は人々の価値意識、規範に影響を与え、従来から存在した社会的価値を消滅させ、以前には存在しなかった新しい社会的価値を生み出すことがある。また紛争は補償回路的な性質を有しており、しばしば紛争の社会的機能の一部を代替するようななんらかの制度を生み出す契機として作用する。

13. 結 言

本稿の目的は社会的紛争に関する実証的分析を行なうための理論的基礎を与えることであった。しかしこのような基礎的紛争理論を実証的分析に接合させるには両者の仲介となる中間理論が必要である。またこの基礎理論に欠落した部分として紛争当事者に関する組織的分析と地域社会の社会経済構造および巨視的な意味での紛争の社会的背景の分析などがあげられる。これらはかなり重要部分である。また本稿をふりかえてみると精粗のばらつきや議論の余地のある記述がめだつ。これらは多くの方々のご批判をいただき内容をより正確なものへと修正していきたい。

最後に本研究を行なうに当り、種々の面で直接・間接に援助を与えてくださった多くの方々に謝意を表したい。一橋大学依光正哲氏および共同研究者である三辺夏雄、熊倉修研究員からは数多くの有益な資料の提供、助言、コメントを受け、これらは本研究の基盤となった。また本研究のために必要な作業を手伝っていただいた方々にもお礼を申し上げたい。

(さいとう たけし)
技術経済研究部)